

### 北海道議會時報

第二卷第十二號

#### 昭和二十五年十二月

○特別 委員 會
○特別委員會 ○特別委員會 ○定數條例審查特別委員會 ○定數條例審查特別委員會 ○常任委員會 ○総務 △民生 △衛生 △經濟 △開拓及び農地 ○總務 △民生 △衛生 △經濟 △開拓及び農地 ○経濟 公司人事異動 ○益道人事異動 ○流 月 の 動 靜 ○本来 往
○特別委員會 ○特別委員會 ○定數條例審查特別委員會 ○定數條例審查特別委員會 ○老在特別委員會 ○常任委員會 ○總務○民生○衛生○經濟○開拓及び農地 ○總務○民生○衛生○經濟○開拓及び農地 ○議會開發審議會 ○會 ○合政談長會幹事會 ○全政議長會幹事會
○特別委員會 <定數條例審查特別委員會 <定數條例審查特別委員會

## 第五回定例議會

ことに決し、 びに各常任委員長より、 り十一月三日まで休會、 置すべしとする動議を提出これを究明するため考査特別委員會を設置する 轉車のナンバーズレイトにからまる疑惑事件を究明するため特別委員を設 特別委員會設置の動議が提出されてそのことに決定、 より吉田(豊) なお、 調査せしめることに決定して十一月六日閉會した。 再開して各黨の代表質疑にはいり、二十八日でこれが質疑を終了したが 事の説明を聽取し、 第五 叉考査特別委員會は、 職員定數條例については、なお慎重審議の必要ありとし、 回定例道議會は、 月四日 各案件を各委員會に付託、これが審議のため十月二十九日よ (自由) 開後提出せられた条件並びにその經過は次の 議員の發言による「海人草の道えの賣込み 議案調査のため二十二日より四日間休會、 付託議案の審議の結果について、 十一月四日再開、 十月二十一日開會せられ、 なお調査の必要があるの 豫算及び定數條例特別委員長並 當日提出議案に對 义西村 (社會) 議員 で本議會閉會中も機 それぞれ報告が それぞれ 二十六日 及 iЩ U りで する 自

## ▲知事から提出された議案

ある。

同 第八二號 監査委員選任につき同意を求むるの件同 第七八號 工事請負契約の締結に關する件談案第七七號 北海道屋外廣告物條例設定の件

# ▲議員から提出された議案及び建議案

同 第八一號 北海道議會の調査及び公聽會に出頭する者の費用辨償條例の一部を改同 第八〇號 北海道議會會議規則の一部を改正する規則設定の件 の件 談案第七九號 北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例設定議案第七九號

品取引上場商品指定する條例設定の件

同 第二號 駒ヶ岳山麓火山灰地の營農確立對策に關する件建議案第一號 商品取引上場商品指定追加及び取引所設置に關する件

## 푮事の 經過

議察第七八號を日程に追加議題に供し、 案の通り可決し午後七時十五 本案を追加議題に供し、 て知事より、 員長の趣旨辯明があり、 情塞査の件を一括議題に供し、 過及び結果についてそれぞれ報告、各案件いずれも各委員長の報告通り可 協)經濟、 括議題に供し、齋藤(正) (社會) 七一號、 經過及び結果について報告、 立原 (自由) 至第四二號、 を議題に供し、時田 次いで日程第三乃至第五のうち、議案第二一號乃至第三七號、 委員長報告 長より、これらの各案件の審議の經過及び結果について報告、 第六四號、 〇十一月四日午後二時五十五分開議、時間を延長し、引續き諸般の報告があ つて午後三時二分休憩、午後六時二十分再開、 として、 次いで日程第六及び第八の請願審査の件及び日程第七並びに第九の陳 號を追加 第七三號、 號を日程に追加議題に供 μij ]I] 議案第一號乃至第一九號、 第七二號を議題に供し、渡邊(駒) (農協) (別途掲載) 第五四號乃至第五九號、第六五號、 追加提出議案第七七號についてその趣旨説明があり、 衛生代理の各常任委員長より、これらの付託議案の審議の經 一括議題に供 (民主) 第七四號、第七六號、報告第一號及び諮問第一號を一 (農協) 委員會の審査を省略して原案の通り可 林務、 本案を原案の通り可決、 の通り可決、 į 本案を委員長報告(別途掲載) 定數條例審在特別委員長より、これが審議 齋藤(藤) (民主) 商工、岩本 (自 何れも各委員會決定の通り可決、次いで建 總務、 各案件とも直ちに原案の通り可決、 提案者たる齋藤(藤) (民主) 商工委 次に日程第二として、 第五〇號乃至第五三號、 渡邊(照) (自由) 水産、 本集も委員會の審査を省略して原 **訟般の報告ののち、** Ħ 第六六號、第七〇號、 程に議案第七九號乃至 豫算審查特別委 の通り可 議案第二〇號 第三九號乃 各案件とも 第六〇號、 П 程第 昌

の請願並びに陳情審査の件を議題に供し、 追加議題に供 過及び結果に 〇十月六日午後二時五十七分開議、 考査特別委員はなお調査の必要があるので、 ついて報告、 に供し、 本案も直ちに原案の通り可決、 本案を直ちに原案の通り可決、 以上で案件の全部を議了したので午後三時五 蒔田 本案を委員長報告の通り可決、 (農協) 時間 經濟委員長より、 を延長し、 いずれも委員會決定の通 更らに日程第二及び第三 本議會閉會中も繼續調査 諸般の報 續いて議案第八二號 本案の審議 次いで建議案第 告の つのち、 分別會 り可 の經 決

# **豫算審査特別委員會委員長報生**

得ましたことは、洵に光榮と存ずる次第であります。こに委員會の經過及び結果の概要につきまして御報告を申し上ける機會を私は過般御付託に相成りました豫算審査特別委員會の委員長として、こ

案件であります。 號乃至第五三號、第六○號、第六四號及び第七二號の二十六件に達する諸號乃至第五三號、第六○號、第六四號及び第七二號の二十六件に達する諸號乃至第一九號、第五○

勿論、 ざることと考え、ここに衷心より敬意を表するものであります。 にその所 日設置せられまして直ちに正副委員長の五選を行い、 でありま た案件全部を各部所管毎に分ち、 次に委員會の經過について申し上げますと、 開拓の各部所管、 知事が提案せる具體的諸問題につき論議を展開し、 一月一日は總務部及び教育委員會所管につきまして質疑を行つたの たしたのでありますが、 信を述べられましたことは、 委員各位には連日にわたつて刻下當面せる道政各般の問題 三十一日は商工部、 これが審議の方法としては付議され 三十日は民生、 道政のため寄興するところ尠なから 經濟部、 本委員會は去る十月二十八 衛生、 林務部及び建築部所 去る三十日から審議 勞働、 道當局も亦卒直 土木、農地 きし は

ま本委員會の審議の經過に照し、

今回提出されました豫算案その

他關

遇改善、 凶漁對策、 せられました案件は、一、中小電源開發費、二、旱害、風水害對策、 りまして、 拓事業の促進及び改善、 窮者の保護對策、 業對策の今後の見透し、 貸與等による中小企業振興對策、 最も論議の集中されましたのは、 であります。 材價格の安定對策、 議案の内容を詳 保健所の運營對策等でありまして積極的措置が强く要望せられた次第 住宅金融金庫の運營方策等當面する道政各般の問題についてであ 呵 更らに委員各位より道政上緊要なる施策の急速なる實行を要望 教職員の待遇改善、 風水害に對する措置、 に檢 ţ 討 酪農、 官行祈伐と木材價格暴騰對策、教職員の定數と待 電源開發事業の促進、 V たしました結果を顧みますると、 馬産による安定對策、 酪農經營等による農村經濟安定對策、 信用保證協會に對する資金貸付及び機械 Æ, 熔成燐肥による肥料對策、 漁田開發促進と入會漁業對策、 生業資金貸付による生活 住宅確保對策、 先 す 第 開 木 K 困

決あらんことをお願いいたしまして、 告書の通り、 現下の財政事情に鑑み適當なるものと認め、 ります。 收對策につき論議沸騰、 れが確保方策起債枠の縮少による財源措置、 - 附隨する交付金返還市町村に對する對策並びに特別交付金の見透しとこ 以上本委員會の審議の經過及び結果につきまして御報告を申し上げた次 又蔵入につきまして でありますが、 かようにして委員各位より終始熱心なる御審議を賜りました結果 全議案を通じ何れも原案可決と決定せられたのであります。 何卒本會議におかれましても、 は 敷時間にわたる熱心なる審議が續けられたのであ 般平衡交付金の決定による財源措置及びこれ 私の報告を終る次第でありま お手許に配布いたしました報 道税徴收方策と滯納税金の徴 本委員會決定の通り御可

# 定數條例審查特別委員會委員長報告

申し上けたいと存じます。て、ここに委員會におきまする經過並びにその結果につきまして、御報告て、ここに委員會におきまする經過並びにその結果につきまして、御報告私は過般設置せられました定數條例審査特別委員會の委員長と致しまし

第であります。以 をもつて審議を終つだ次第でありますが、この間各委員におかれまして 極めて熱心に審議をいたされまして、 委員長の互選を行いまして、 下順を追つてその概要を申し上げます。 6 去る十 月二十八日設 次に述べるような結論を得た次 三十日より審議を開 置 せられまして 同 Ų H 直ち 本

書資料の提出を求めた次第であります。の配置定數と現員の狀況、並びにこれに關連しての本案による豫定配置計重大であることを認め、理事者に對し、現在本廳各部課、各支廳及び各廨生大が委員會といたしましては、本案が道行政の合理的運營の上に極めて

ありまして差引三百八名の欠員に相成つておる次第であります。在の配置定員一萬一千九百七十五名に對し現員は一萬一千六百六十七名でなされたのでありますが、その現在定數と現員の關係におきましては、現次いで十一月一日この資料の提出を得まして、これによりまして檢討が

次に今回提出されました定數の增減關係について申し上げます。 運營に支障なきよう努力すべきであることを痛感致した次第であり ておるのであ に阻まれて思うように光質できないということが、 要する特殊投術者において、 るものは、 カバーされておるところもあるのであります。 なお又現在欠員となつてお て到底現在の定員では處理困難な事情に迫られ定員外の臨時屈等によつて 状況となるのでありますが。現實には相當量の事業なり、 でありますが しかしながら、これは全般の數においてのみ眺めた場合にはこのような 實は事務職員についてはさほどの影響は見受けられなかつたの りまして、 、保健所等に配置さるべき醫師、保健婦等その他の一定資格を 常局はこの點速やかに充足の手段を講じ、 或は地域的生活環境の隘路或は待遇等の隘路 この欠員の要因をなし 事務分量があつ ます。 行政の

する職員及び農業、商工物資調整並びに農産物檢定等に要する職員三百一要する職員二百名、法律の制定、並びに道係例の公布に伴う新規事務に要れた鼠族昆虫驅除、と畜檢査、社會福祉指導及び身體障害者福祉指導等に先ず增員の主なるものは、法律、政令等により職員の設置を義務づけら

種農場、 名、 六百八十一名、 るのであります。 する職員二十六名、 營繕及び電氣事業等に要する職員百七十四名、總合開發事務に の確定 新規施設の設置及び新規事業に伴う、 その他百五十九名で總計一千五百五十二名となつて によるもの即ち保健所 林業技術普及、及び林業經營改善等に要する職員 の運營、 失業 乳兒院 對 策 業 和導所 亚

四名、 つて、 ざるを得ない職員のあることも勘案いたしますとき、 目立つているのでありますが又法律、政令及び條例の制定等により必置せ 振興確立のための農業改良普及員及び林業技術普及員等の増が けなのでありますが、その内特に保健所運營のための職員増、 い二十二名、 査事務の減少に伴い二百三十一名、 廢止に伴い二十六名、 い八十六名、 務の減少に伴い五十二名、 事情又已 ごれに反しまして減員の主なるものを塾げますと、 農地改革事務減少に伴い二十四名、水産物铝給調整事 八百五十七名の減員となり、結局差引六百九十三名が增員となる むを得ないものがあると認めた次第であります。 その他百四十六名の職員がいずれも事務の廢止又は減 物資需給調整及び金融對策事務の減少並びに價格差益事務 纖維製品割當事務の減少に作い二十三名、 建築統制及び市街地建築物法の廢止 渉外勞務及び引揚援護事務 その増加について 又農林產 化件 最も大きく い九十 少に 少に ıĿ 惩 員業 K

いては一層考究の余地あろうと存ずる次第であります。

關係上一應止むを得ない措置とも考えられたのでありますが、この點につ課に供出されているのでありますが、各々共通した事務を分任するという語に供出されているのでありますが、各々共通した事務を分任するという通職員とでも申しましようか各部に割當られた定數の申から更らに一定割近職員とでも申しましようか各部に割當られた定數の申から更らに一定割近職員とでも申しましようか各部に割當られた定數の申から更らに一定割

制事務の廢止に伴う職員を減員すること及び小中學校敎員たる専門職員を員の增員、衛生部關係職員の充實、特別會計職員の流用を改めること、続又、過般の議會におきまして土木部職員の增員、水産物險査に要する職

あります。 でありますが、これに對しまして、土木部職員は現在の定數七百六十一名 百八十名增の二千五百四十二名と各々相當數の增が見込まれているわけで を豫定し三百二十名に衛生部關係職員現在定員二千二百六十三名に對し二 回の三十五名增を圖つたもので現實には相當の增となる見込みであります 害復舊關係職員が相當敷減となる見込みのものをそのまま認め、これに今 對しまして三十五名の増を見込んでおるのでありますが、實際には、 水産物檢査職員は整理當時二百八十八名であつたものを三十二名の增 本來の事務以外に使用してはならない等について指 摘せられて

られているのであります。 叉統制事務の廢止に伴う職員の減員につきましては、 その大半が實現 4

納局、 でありますが、當時教育委員會事務局及び各支廳附設の教育委員會支局を その本來の仕事以外の一般事務に使用してはならないということについ 育指導及び教育研究所の要員に充てたのであります。 を純然たる教員に組替え、 通じ百三十名の教員を使用しておりましたものを五十四名に減じ七十六名 力することを要望いたしておきました。 振の操作が不可能の狀態になる面もあるので最小限度の流用は事情止むを 別會計より一名も他課に流用してはいけないとなれば限られた定數での割 ている以 ないものがあると認めた次第でありますが、 次に特別會所屬職員の流用についてでありますが、 人事厚生課及び法規課等の共通事務を取扱う課に若干の流用を行つ 外には殆んど流用 五十四名をもつてその専門職員の本務とする教 しないよう豫定されているのでありますが、 次に小中學校教員たる専門職員を なお、 獅次これが解消に 資料によりますと出 特 7 努

能率の向 ともに行政事務の簡素化に意を用いられ事務量に適應する人員の配置事務 議會の意向を體しその方向に進んでいるものと認めたのであります。 なお、この際特に當局に要望致して置きたいと思いますことは、 上のようにさきの議會において指摘せられました事項につい 上改善に、 **又職員の素質の向上に** 一段の努力を拂われたいと存ず ても 此の 槪 ね

るものでありま

原案の通り可決することに決した次第であります。 職員の増員でありますので事情止むを得ないものがあるものと認め本案を 確立のために必要な職員、又法律、 申上げましたように、このたびの定数增は道民の體位向上、農林産業振興 上をもつて審議の經過概要について申上げたのでありますが、 政令、條例等の制定に伴なつての必要 先 程

お願いいたしまして私の報告を終る次第であります。 何卒本會議におかれましても本委員會決定の通り御可 決あらんことを

### 建 議

建議案第一號

案

商品取引所上場商品 指定追加及び取引所設置に 廫 吉君提出

闘する件

れたい。 及び農産物の澱粉、 商品取引所法に基く上場商品に海産物の魚粕、 薄荷 除虫菊等を追加せられ本道に商品取引所を設置せら するめ、 昆布、魚油、

ある。 言い得ない狀態にあることは本道産業の振興上等間に附すべからざる重大事で 狀況からみてその生産高にも比較的變動が少いものである。隨つて統制撤嚴後 澱粉、薄荷、除虫菊等は本道特達物として廣く内外の需要に應えて來たもので の取引は次第に活潑になりつゝあるが最近の金融梗塞により必ずしも圓滑とは の貯藏に耐え且つ代換性を有するため、大量取引に適するばかりでなく長年の ある。しかもこれら農水産製品は何れも品質が比較的均等であるとともに長期 魚油、身欠鰊等の水産加工製品に至つては全國の大牛が生産され、又、農産物中 本道の水産物は全國生産の三分の一を占めその製品たる魚粕、理 由

めには商品取引所法に基く上場商品に魚粕、 依つて取引を公正ならしめ金融の圓滑化を期するとともに需給の調整を圖るた 所の設置を要望するものである。 除虫菊等の農産物を追加せられるとともに道に商品取 するめ、 昆布

### 建議案第二號

議長 坂 東 秀太郎君外全員提出

駒ヶ岳山麓火山灰地の營農確立對策に關する件

駒ヶ岳山魔地帶の火山灰地に對し速に土地改良、 家畜の導入その他營農確立

上必要なる措置を講ぜられたい。

金の融資等緊急對策を請するとともに、速に土地改良、家畜の導入助成等必要 農民の再起再生産が危まれる慘狀にあり、よつて救済土木事業の施行、營農資 和二十五年の二ケ年にわたる旱害は、これら農民に致命的打撃を與え、 らしめ掠奪農業の一途を辿りつつあつたところ、たまたま昭和二十四年及び昭 後の食糧重點の營農は綠肥或は飼料作物の滅反による有機物の補充を不可能な ろであるが、土壌の改良施設については殆んど見るべきものなく、特に戰時戰 度にわたり大爆鰀し、ために山麓の森町、落部村、砂原村及び七飯 村の 一部 駒ヶ岳は過去三百年間について見るも寬永十七年、安政三年及び昭和四年の三 なる恒久措置を請じ營農の確立を期せられたいのである。 る。今にしてこれら農民に對し適當の對策を講じなければ山麓一帶は沙漠化し **戰後北方漁田を喪失したるため出稼等も不能となり疲弊困憊その極に達してい** (大沼、軍川)所在の農民は困難なる火山灰地營農を餘儀なくされてきたとこ しかも

#### 各 派 交 涉

### 〇十一月四日

誘致問題につき中央關係筋と折衝の經過を報告した。 山口事務局長から説明した。 議會の調査又は公聽會に出席する者の費用辨償係例中改正案につき 坂東議長から地方平衡交付金、 地方债發行額、 公共事業費及び國體

### 〇十一月六日

ること。 駒ヶ岳山麓火山灰地の營農確立對策に關する建議案を全員提出とす

> 一、道會開設五十年記念及び議事堂落成式における追放該當者の招待及 び議員職員の表彰については議長に一任する。

、本日で今議會を閉會のこととし、 議することを確認する。 又本委員會の事件に關連して發生する發制事件は次の議會において審 に決定、なお調査は可及的急速に終了し本會議をもつよう収運ぶこと 考査特別委員會は閉會中機續調

#### 特 别 委 員 會

## ▲豫算審查特別委員會

〇十一月四日午前十時三十分議場において開議、 豫第内容について質疑應答があつて午後四時散會。 〇十一月一日午前十一時議場において開議、 總務部及び教育委員會所管

開、直ちに報告文案の審議にはいり、文案を朗讀、 題に供し、何れも原案の通り可決して午前十時四十五分休憩、 九號、第五〇號乃至第五三號、 第六〇號、 第六四號及び第七二號を一括議 付託議案第一號乃至第 原文の通り決定して午 午後一時 ηij.

## 後一時三十分散會

▲定數條例審查特別委員會

の審議にはいり、文案を朗讀、原文の通り決定して年後四時十五分散會。 〇十一月四日午後四時議長應接靠で閉議、定數條例に對する委員長報告文

#### 【考 査 特別 委員 畲

〇十一月一日午前十一時十分議長室で開議、誇人として海野銀次郎、 五十分散會。 辰次郎、浅井覺吉の三氏の出頭を求め、それぞれ諮言を聽取して午後五時 松波

〇十一月二日午前十一時十五分議長室で開議、證人として、 近光俊、 渡部哲太郎、 田中信夫、井川伊平、 齋藤正志、 內田一雄、 本間武三、 森岡博 右

郎の二氏の出頭を求め、それぞれ證言を聽取して午後五時散會。 〇十一月六日午後一時四十六分議長室で開議、證人として売哲夫、大野三の八氏の出頭を求め、それぞれ證言を聽取して午後七時十二分散會。

三十分散會 草彅薬一、平野晃の三氏の出頭を求め、それぞれ證言を聽取し、午後三時 0十一月七日午前十一時三十分第一議員室で開議、證人として小林隆春、

○十一月十五日午前十一時第一議員室で開議、今後の委員會の運営方針に○十一月十五日午前十一時第一議員室で開議、今後の委員會の運営方針に

▲して午後二時四十五分散會で三十日に委員會を開くことを了承、その間各委員において檢討することを開き各證人の證言對照表につき協議の結果、派遣委員の歸任が遲れるの**○十一月二十四日**午後一時二十五分議會室で、派遣委員を除く委員協議會

を決定することとし、十二月七日に再開することを決定して午後二時五十れによつて現在他の用件で上京中の委員の歸廳をまつて、今後の運營方針十分再開、林委員より十一月二十五日にもたれた協議會の狀況を說明、こ專務について調査せる狀況報告があつて、午後零時五十分休憩、午後二時に出張せる小委員より、大槻正秋氏並びに三谷仲銅關係村山常務及び高橋〇十一月三十日午前十一時四十分議長堂で開議、直ちに東京都及び京都市

## 常任委員會

## ▲總務委員會

〇十一月四日午後二時五十分參與員控室で開議、總務部次長より、工事請

の件について、それぞれ説明を聽取して午後三時十五分散會。負契約締結に關する件について、都市計畫課長より、屋外廣告物條例設定

## 民生委員會

度確立に關する件外三件保留、をそれぞれ決定して午後二時散會。 三號消防施設擴充助成に關する件不採擇、陳情第一七二號國民健康保險制八三號町村の行う消防施設費に對し道費助成の件外三件採擇、陳情第一九〇十一月四日午後一時第一委員室で開議、陳情の審査にはいり、陳情第一

## ▲ 衛生委員會

内に二班に分ちて委員を派遣することに決定して午前十一時三十分散會。して可決、次いで道内の衛生行政調査のため、留萠釧路國及び網走支廳管議案第二十七號保健所設置條例の一部を改正する條例設定の件を一部修正〇十一月四日午前十時三十分衛生部長室で開議、付託議案の審議にはいり

## ▲經濟委員會

このことも亦各黨で重要視しているので、 で、 過について報告、このことについては各黨とも重視している問題であるの 糧配給公園の廢止に伴うその後における主食糧の販賣に關する取扱方につ 〇十一月四日午後一時四十分第二委員室で開議、 ることに決定、次いで駒ヶ岳山麓地帯の各町村 號農産物檢査條例の一部を改正する條例設定の件についても、 いて説明、 提出の形式で決議案を提出することについて、 **流の現況に鑑み、これを檢査の對照にいれるべく改正しようとするもので** に決定して午後一 各藁の意見を持ち寄つた上で結論を得ることに決定、叉議案第三十八 の早害に對する救濟策について協議、 委員長より、 酪農品檢査條例改廢についての小委員會の審査經 各黨の意見を持ち寄り結論を得 その結果、この問題を全員 各黨の意見をまとめること (森町、 落部村、 食糧課配給係長より、 生澱粉の 砂原付, 消 食

〇十一月六日午前十一時三十分參與員控室で開議、付託議案の審議にはい 〇十一月六日午前十一時三十分參與員控室で開議、付託議案の審議にはい 〇十一月六日午前十一時三十分副議長室で開議、小委員會で決定を見た、酪 條例施行停止方に關する件採擇、をそれぞれ決定して午後一時二十分散會。 條例施行停止方に關する件採擇、をそれぞれ決定して午後一時二十分散會。 係例施行停止方に關する件採擇、をそれぞれ決定して午後一時二十分散會。 係例施行停止方に關する件採擇、をそれぞれ決定して午後一時二十分散息 の通り可決、次いで請願及び陳情の審査に入り、請願第一九七號原料乳酪農 の通り可決、次いで請願及び陳情の審査に入り、請願第一九七號原料乳酪農 をして午後三時二十分散會

## ▲開拓及び農地委員會

する政府折衝經過について概要説明を聽取して午後二時四十五分散會。不採擇を、夫々決定し、開拓部次長より昭和二十六年度道開拓費豫算に關思地委員會連合協議會に對する國庫委託費增額道費補助金要請の件外一件山支廳管內農地委員會に對し道費補助の件不採擇、陳情第二一四號市町村號農地委員會と北海道連合會に對し道費補助の件採擇、陳情第二一四號市町村號農地委員會と北海道連合會に對し道費補助の件採擇、請願第二五二號槍入り、請願第二五八號阿寒村仁々忠別原野開拓の件誤擇、請願第二五二號槍入り、請願第二五千後一時三十分第一委員室にて開議、請願及び陳情の審査に

## ▲土 木 委 員 会

員長より、中央における昭和二十六年度公共事業費豫算の折衝狀況についる。 は、中央における昭和二十六年度公共事業費豫算の折衝狀況についた。 は、中央における昭和二十六年度公共事産費豫算の折衝狀況についた。 に恒久橋の架設及び第二期十勝川治水工事の荒工方について、瀬棚町長よい。 、東頭村長より、村道を準地方費道に編入施行、豊頭一茂岩間の十勝いて、豊頃村長より、村道を準地方費道に編入施行、豊頃一茂岩間の十勝いて、農頃村長より、村道を準地方費道に編入施行、豊頃一茂岩間の十勝いて、農頃村長より、村道を準地方費道に編入施行、豊頃一茂岩間の十勝いて、農頃村長より、村道を準地方費道に編入施行、豊頃一茂岩間の十勝いて、幕別町長より、東央における昭和二十五分第二番員室で開議、須藤落部地區農民委員 の十一月一日午前十時五十五分第二番員室で開議、須藤落部地區農民委員

> に関する件外三件につきその趣旨を諒承して午後五時十分散會。 で報告、付託議案諮問、請願及び陳情の審議にはいり、議案第五四號工事 で報告、付託議案諮問、請願及び陳情の審議にはいり、議案第五四號工事 に関する件外三件につきその趣旨を諒承して午後五時十分散會。 に関する件外三件につきその趣旨を諒承して午後五時十分散會。 に関する件外三件につきその趣旨を諒承して午後五時十分散會。 に関する件外三件につきその趣旨を諒承して午後五時十分散會。 に関する件外三件につきその趣旨を諒承して午後五時十分散會。 に関する件外三件につきその趣旨を諒承して午後五時十分散會。

**决定して午後二時三十分散會。** て意見の交換があり、結局本件については黨議に附した上善處することに告物條例案について說明、これに對し各委員間でこれが提案の可否につい告物條例案について說明、これに對し各委員間でこれが提案の可否につい

○十一月六日午前十時二十五分副議長室で開議、請願及び陳情の審査にはの十一月六日午前十時二十五分副議長室で開議、請願及び陳情の審査にはの十一月六日午前十時二十五分副議長室で開議、請願及び陳情の審査には

## ▲勞働及び建築委員會

を諒承して午後三時二十五分散會。 療養所新築工事の請負契約の締結に關する件について説明があつて、本件〇十一月四日午後三時十分第二委員室で開議、工營課次長より、釧路結核

(議長席より演壇えの通路を設けること。)について協議し、これが變更を〇十一月六日午後三時二十分第二委員室で開議、議事堂内部の 設 計 變 更

派遣委員を決定して午後三時五十分散會。 決定、議事堂の竣功時期について當局の説明を求め、 次いで内地府縣視察

# 議會開發審議會常任委員會

當り、 午後四時散會。 萬とすることを目標として資料整備の上、 〇十一月七日午前十一時三十分議長室で開講、 その基準となるべき人口增殖は、昭和三十一年度において大體六百 更らに檢討することに決定して 總合開發五カ年計畫樹立

當り、 合せの上次回の議題とすることを決定して午後四時散會。 〇十一月八日午前十一時三十分議長室で開議、<br/> その初年度を何年度とするかについて、 道開發委員 總合開發五 一會と知事兩者打 カ年計畫樹立に

度より三十一年度までの六ヵ年を基礎的に練り、これを基盤として昭和二 十七年度より五ヵ年計畫を樹立することに決定して午後二時散會。 れが基準となるべき重要事項中五ヵ年計畫樹立に關しては、 〇十一月十日午前十一時五十分議長室で開議、 總合開發の審議に當り、こ 昭和二十六年

會

合

## ▲全國議長會幹事會

が出席、 〇十一月十四、十五の兩日東京都議會議事堂において開催、 地方財政委員會事務局財務部長及び東京都選舉管理委員會事務局 次の項について協議を行つた。 各幹事縣の外 次長

協 議

地方公務員の給與ベースの改訂及び年末手當給與に對する財源 地方財政平衡交付金の増額並びに地方債の枠擴大につい 方について 7 措置

三 勤務地手當地域差について

> Ŧį. 瓸 **公職選舉法改正方につ** 公職選舉法中公務員の立 候補 制限規定削除 の促進運動について

地方行政調查會內規中改正 につ

弋 全國議長會事務局の機構擴充につい 7

地方自治法第百三十八條の改正について

八

扎 地方自治法改正意見とりまとめ方につ いて

₫ 國際連合軍傷病傷兵の慰問について

## 八大都道府縣議長會議

頃につき、 道 〇十一月二十日京都市にお 東京、 協議を行つた。 神奈川、 愛知、 大阪、 いて、 兵庫、 八大都道府縣議長會議が開催され、 福岡、 京都の各議長が出 席次の の北事海

協

一、議員定數縮減案に對する緊急對策について

府縣廢止論に對する對策につい

平衡交付金増額對策のその後の措置について

#### 雑 錄

0

道

人

事

異

動

### ⑥十一日付

依 願 冤職 (水産部長)

水産部長 (勞働部長) 蛯 子 哲

[211]

部

文治郎

勞働部長筆道地勞委事務局長

(道地勞委事務局長) 南 部

農夫治

### ◎十四日付

依願退職 任 (農地部長) 農地部長 (副知事)

兼

佐 龜之助

福 藤 楠

▲議
員
Ø
動
靜

1		1 . 1										<del></del>
1	- -	1-1-	+	+     -	+	+	十一	-†· - <del>-</del>	十 一	<b>+</b>	+	Ш
ļ	月 十	月	月十	月十十	月 十	月十	月十	月十	月十	月	月	張
	十三	=	<u> </u>				_		-1	- -+	맫	期
	七日日よ	大日	四日	九日日よ	七日	三日	四日	九日 日よ	四日日よ	日よ	三日日よ	
-	間り	問り	間り	間り	間り	間り	間り	間り	間り	間り	間り	間
ä	青条各市) 古屋、神戸、福寓、仙台 (東京都、京都府、大阪 民生事業視察のため	國、根室各支廳管内網走、帶廣各市及び生行政視察のため	朋た 支め 鷹	上川、韶萠各支廳管点(小樽、留萠、美唄各声高工關係用務のため	國根室各支廳管内)(網走、帶廣各市及び網電生行政觀察のため	(留萠市及び留萠支駆管衛生行政视察のため	(留萠市及び留萠支廳総衛生行政视察のため	上川、留崩各支臨管エ高工關係用務のため	(東京都及び京都府)	(東京都) (東京都)	種畜場施設調査のため	刖
	ロ、 庭 所及び名	網走、釧路	竹内	市及び空知	網走、釧路	**************************************	管内)	内市 及び 茶類				務
	同議	議	談	議	議	同級	瀫	同同同同同同問叢	議	同同同同議	同同議	
i	Д	負	員	員	Ą	貫	員	員	長	負	人員	氏
	本本	游	H	占	小	北北	北	福坂原窪乾髙癬	坂	宮太吉西岩	棚佐蒔	
	宮多	藤	ф	田,	Ш	非原	林	島東野田 橋藤	東	本田野田本	川木田	-
	常正	īF.		豊	i.i	干腓	忆	利浩米長雄源藤	秀	仙盆恒信政	忠美余	名
!	太郎雄	志	巖	占	ÆII:	海平	郞	次次 雄一作松郎郎吉	太郎	三 松夫郎——	雄夫吉	1-1

	+	- <del>-</del> -	-1-	+	+	-1-	+	+	+	+	十一	- <del>-</del>	+
	より十六日間 十六日間	より二十 円十 円円 日間	月二十五日間	月二十二日間	より十四日間 一十二日	より十四日間	より十一円 一円円 日間	月 十九 円 日よ 間り	月 十九 四日 日よ 間り	月十八日より 一十八日より	月 十五 円 円 日 よ 間 り	月 十五 五日 日よ 間	一月十四日より
	鹿島、福岡、鹿兒島各府縣)(東京都、京都、京都、大阪府及び兵庫民生事業狀況視察のため	長野、滋賀、愛知各縣)(東京都、京都府及び石川、宮山開拓狀況視察のため	経済端係川務のため	電氣事業再編成用務のため	木材倉庫建設用務のため	岡山各市)岡山各市)	島、長崎、佐賀、福岡、大分各縣(東京都、大阪府及び和歌山、廣勢働及び建築行政調査のため	知、三重、福非各縣)(大阪府、香川、愛媛、徳島、高水産狀況調査のため	長崎、熊本、大分各縣) (東京都、大阪府及び岩手、群馬 土木事業観察のため	考在委員會關係用務のため	(東京都及び秋川、長野、静岡、(東京都及び秋川、長野、静岡、	高知、各縣) (東京都、大阪府及び愛媛、德島 府縣産業經濟狀況調査のため	(帶廣市及び留萠市) 道議會事務打合のため
	同同議	議	同同議	識	議	同議	同同議	同議	同同議	同同同議	識	同同同議	副議長
	員	Ħ	員	員	員	蒷	員	負	員	員	員	員	長
1	<b>佐本武</b>	本	兒三後	吉	坂	<b></b>	安本佐	金松	刺高渡	森化田平	北	東古棚蒔	鈴
1	木間田	多	玉澤藤	田	東	田中	達間藤	澤平	日橋邊	川木中田	林	கம்பிர்	木
c	美典治	ी : 1-1	山正三男	豊	浩	長祐	徳武吉 太 次	藤武	辰秀	利助	屹	太定忠余 郎次	Жá
	夫郎作	žī.	一男式	占		松滿	第三節	남~	昇男次	清雄嚴市	Üß	市郎雄吉	重

月二日退道した

〇德島縣議會農地常任委員一 行三名は十一月二十四日函館着で來道入殖者

### 地 方自治 法に關する質疑應答

資

料

#### 會に 翻 する事 件

間

法第百十三

(1)件が全部終了し緊急な他の事件を附議す ることができるから 集して定數に達して開會した場合附議条 臨時市議會で同一の事件につき再度招

(2) あつた場合はどうか。 文又は議會の專風の發案に属する事件で 臨時市議會で右事件が議會自體の決議

(3)ので他の事件も附議できると解するが する必要がなく隨時會期中に附議 定例市議會であれば豫め附議事件を告示 (1)2)の場合が定例市議會のときは如何 できる 如

(4)た場合には同一事件の外は緊急な他の事 再度招集して半數に達せずして開會し いと解するが如何。 (職員發案を除く) も附議すべきでな

(5)第百十二條により發案する事件につ

> 會 る 条權に屬した事項は附議できると解する 尙如何なる條件のもとにも議會の專屬發 ては第百二條の告示の . 如何 わず直に附議出來ると解するが如 の場合、 ので第百十三條の但書による議會の開

第百二條

(2)定例會は毎年六回以上これを招集しなけ 流 の招集に数えるべきかどうか。 になり目が代つて同一内容案件で臨時會を ればならない。とあるが次の場合も、 會した場合に直に再度招集もせずその儘 定例市議會の最初の日議員定數に足らず 回

ちの一回に敷えるべきか又定例會は第一日 於て流會をしてから再度招集の日まで(第 りにしてもよいのか更に第 日に流會した爲にその月の定例會は流しき 日間あつて定例會の會期は十五 回の告示より再度の告示の日の間が二十 回目の招集に 目間しか

招集した場合にこの流會した分も六回のう

會期の計算は第二回の再度招集により應招 (第一回の招集の場合は議會が成立せ ぬ爲

て適性かどうか。 ない場合)

における會期との關連性につい

臨時會たると定例會たるとを 適用 は ない ٤ 何 解 寸

三、法第百十三條普通 いか) 十七條の規定により除斥のため半數に達し ば會議を開くことができない。 議員定數の半數以上の議員が出席しなけれ してきた 日 より計算することが妥當では 地方公共 小團體

但し、

Ø ıλ

會

るだ。 應じても出席議員が定數を欠き議長におい टेर् 達しなくなつたときはこの限りでないとあ て出席を催告してもなお牛敷に達しないと もなお牛敷に達しないとき、 ないとき、 若しくは牛敷に達してもその後牛敷に 同一の事件につき再度招集して (1)又は招集

(2)(1) うものが限定されているものかどうか。 せぬので議會を成立せしめる意味におい は議員自宅を全部廻つても余り時間を要 合に適用してもよいか、 ても議會が定數に足らず開會に至ら この場合、 再度招集をするまでに一應の 市長招集の第一日 亦小都市に於て 期間 川におい ぬ場 とい

法第百十三條

員 (欠席者)

出席催告をしても差支えた

て招集に應じたものと見做して自宅に全

(1)地方自治法(以下法という) 第百二條

10

+

五項の規定によりお見込の通

6) 當該事件が急施を要するものでない限 はできないと解する。

場合には、 お見込の通り。なおこの場合において 後段お見込の通り。 議員發案の事件についても、同一事 再度招集はあり得ない。 なお。 定例議会 會の

ば 百二條第四項の規定により告示しなけれ **時會に附議すべき事件についても、** ならない。 法第百十二條により發案する事件 法第 で臨

解する。

件の外はその會議に附議できないものと

**法第百二條第二項** 묆

段定例議會については、 再度招集はあり得ないが、 が妥當である。 招集により開會された日から計算すること その流會の有無は問うところでない。 いて年六回招集すれば足りるのであつて、 前段、六回のうち一回には入らない。 (3)なお書の如 定例會は長にお 係 山度 र् 後

## 法第百十三條

係

(1)第百一條第二項により議會開會の一定 集すべきものと解する。 再度招集の必要が生じた場合は直ちに に告示しなければならない。 なお、 招集は

(2)後段招集に應ずるものとみなすことはで 前段できない。

きない。

# 選擧行政に關する質疑應答

# 〇選擧運動費用等の疑義について

るか。 それに要した費用は選擧運動費用に加算され 催せられ、 せられ、その際候補者が演説を行つた場合七谷村において政黨の黨勢擴張演說會が開

多く、 催の方法、時期、 る場合にはそうである。 選を目的とする選擧運動と認められる場合が ための告知の方法等により特定の候補者の當 範圍に属するものと考えられるが、 演説會を行う場合は、純理的には政治活 のである。 ような基準に従い個々的に判斷されるべきも 選舉運動であるか、 は、 められる限りこの演説會の開催に要した費用 政黨等が政策の普及、 選舉運動費用に加算すべきである。 殊に所問の如く、 演説の内容、 政治活動であるかは右の **薫勢の擴張のため** 候補者自身が出演す 而して選擧運動と認 演説會開催の 演說會開 なお 動 OK

間

應援辯士に支拂う費用は、

選舉運動

費川

łζ

雖も、一般勞務者を雇つた場合と同様に、そ 合の費用は、 家族若しくは親族が勞務を提供した場合と | 勞力を時價に換算して選擧運動費用に加算 候補者の家族又は親族が勞務を提供した場 、べきである。但し、本業の合間に、 選擧運動費用に加算されるか。 短時間

> 解する。 金銭に見積ることが困難であるような場合に 選擧運動のため勞務を提供したような場合で は選舉運動費用に加算する必要はないものと 出納責任者に對する實費辨償は選舉運動費

用に加算されるか。

擧の場合においては、 僅少であり、かつ、出納責任者の事務量も極 納責任者が、その本業の余暇に斷片的に事務 めて少ないと考えられるから多くの場合、 に止るものと思われる。 おいては實費辨償をするとしても極めて少額 に從うものと豫想される。このような場合に お見込の通り。但し、 選舉運動の法定費用が 事案 (七谷村の再 Ш

答 加算されるか。 てその費用は選擧運動費用に加算されるもの きないが、質費辨償をすることは當然であつ 應援辯士に對しては報酬を支拂うことは で

間 費用はいかに換算すべきか。 候補者等が親戚知人の宅に宿泊した場合の

である。

答 支拂わない場合においてはその土地の事情に なければならない。 應じて、 實費(謝禮)を支拂つた場合にはその額 候補者自身がポスター貼布の承諾を得るた 相當額を選舉運動費用として掲上し

2各戸を訪問することは戸別訪問となるか。

答 かしながら、 合においては、戸別訪問になるものと解する おいて投票の依頼行爲があると認められる場 ならば戸別訪問罪を構成するものでな 罪亿 ボ スター貼 その承諾を求める具體的方法に 布の承諾 をうるのみである

もよい

律 上周

題はない

### 0 市議會解散の直接請求について

間 二十五年八月二十五日議員二十六人の 前 人であつた寫、 ろ現在八人である。 知を市議會事務局より受けた。 П よりの残留者一人で計八人)ところが昭和 執行の九人の補欠選擧において立候補者七 舞鶴市の議會議員の定數は三十六人のとこ 無投票當選となつた七人と以 (昭和二十五年八月二十

3

名簿の審査を終了し、九月十五日から二十一 市議會宛辯明書を微するための文書を發送し 日まで七日間署名簿を關係人の縱覽に供した 表者に請求代表者證明書を交付した。 九月二十二日議會解散の請求書を受理し同日 日に署名簿の提出があつた。九月十四日署 **方昭和二十五年九月一日市議會解散請** 九月十 求

4

行う旨の告示を九月二十四日に行わなくて 行うことに決し、十月十四日に補欠選舉を 四日であるが議會解散請求が九月二十二日 九月二十四日で投票の法定最終目は十月十 なされたので補欠選擧はその結果を見 この場合補 欠選擧の法定告示の最終日

> か。 解散請求ができるという見解に變更はない しない市議會を對象とよう考しまで事實上存在從つて議會は存在しないよつて事實上存在 員が定數に達せずして議會不成立の場合も 昭二三、一二、三、全選事務局長回答の議 無効であると主張するが昭二三、二、二四 に八人の議員では會議は開けな

その法的根據を御教示願いた

副議長共に存しない場合は議會あて發送で 場合法定期間の二十日間を待たなければ投 よいか。 もない場合(昭二四、一〇、一一、全選事 票日の告示はできないと解するがどうか。 辯明書を徴すればよいとの見解を採らない せず残留議員が適宣の方法により決定した 務局長回答の正規の議決に基く、ことを要 せないと主張し辯明書を出さない旨の通知 辯明書を徴する文書を發する場合議長、 議員側は會議が開けないから辯明書を出

答 1 は、 前段 所問の如き特殊事情のある場合において 己むを得ない措置と考える。 變更はない

2

て一般選舉を要求するものであつて、地方 治法施行令第百二條の規定により判斷 議員全員の資格を失わしめ、 議會解散の請求は、 議員の 任期 もつ 滿

> 3 4 れをなし得るものと解すべきである。 .7 Ę お見込の通り。 議會不成立の場合においても営然こ

### 〇選擧犯罪による被選擧權の有無に關 る疑義について

のと存するが如何の 右は村會議員の被選舉權に影響を生じないも 擧における同付議會議員の犯罪行爲に關し、 本年二月十二日間金一千圓の刑が確定したが 昨年八月十八日執行の村農地委員會委員選

間

選舉權及び被選舉權を失うのみならず、 帶判決がなければ、裁判確定の後五年間當該 條の規定の適用があるので、同條第三項の附 の規定により、衆議院議員選舉法第百三十七 條の八により準用する地方自治法第七十三條 十條の規定に基き改正前の農地調整法第十五 會議員の選舉權及び被選舉權をも失う。 れに伴う關係法令の整理等に關する法律第三 本件については、 公職選舉法の施行及びこ

# 〇違反文書圖畫の撤去について

間 1 の措置を講じない場合と雖も法的責任はな いと考えられるが如何 選舉管理委員會が法第百四十七條の撤去

2 擧管理委員會自ら撤去する責務を負うべき ものと解してよいか。 撤去を命じてもなお之に從わない場合選

ナーーと解してよいか。 同法中の「――放置せば著しく 公 益 に 反3.行政代執行法を適用代執行撤去する場合

\* 行政代執行法により撤去した實例あれすー」と解してよいか。

ば

去する等)すべきでないと考えられるが如極的に取締(行政代執行法を直ちに適用撤する等)すべきであり選舉管理委員會は積く證據物件として押收令狀により押收立件、證反文書圖畫は法第七條に示すところに年次別各縣別件數等。

るか。 ・理委員會宛に通知及び依賴するを以て足りが撤去についての措置を文書により選擧管が撤去についての措置を文書により選擧管のにるときその日時、場所、數量及びこれるか。

答1 お見込の通り

支えない。 代執行の手續によつて自ら撤去しても差し 2 お見込の通り、但し事情によつては行政

を思われる。 著しく違反行為が見られる場合)もあるもる。該當する場合(例えば特定候補者のみに

ることを聞いていない。 4 常委員會においては、まだその實例のあ

6 警察営局において獨自の立場から處置す5 お見込の通り

**通知することは任意である。** べきである。その事實を選舉管理委員會に

## 〇公職選擧法の疑義について

生じた場合任期二年委員の中で最高得票者で つて準用する同條第五項の規定によつて四年 あつた者が公職選舉法第百十五條第九項を以 二十五年五月十六日全選發第四八六號を以つ せず任期は前任者の任期を機承する趣を昭和 た者は同法第二百六十條第三項の規定を適用 委員となるのであるが、この四年委員となつ 者と雖も次點者であり、 おちれるが、この場合四年委員に常選者であ て福島縣選舉管理委員會に對し回答を與えて れるのでこれを適用しないという根據を至急 ならなかつた者であるから當然にこ の 鲦 項 つた者の立場からすれば二年委員の最高得票 御回答願いたい。 (二六○條三項) が適用されるものと解釋さ 教育委員會委員の任期四年の委員に欠員を 四年委員の當選人と

受けた者を含まないものと解されるからであつたものをいい、第百十五條第九項の適用を二條第四項の規定のみによつて當 選 人 と な委員とは、同法第九十七條第五項叉は第百十答 公職選舉法第二百六十條第三項にいう補充

〇教職適格確認書を添付しない立候補屆

理出來ないと思うが如何。認書の寫を添付しないで屆出た立候補屆は受問。教育委員候補者となるべき者が教職適格確

**| 疾補の屆出は受理することはできない。** | 客|| 電照の教職適格確認書の寫を添付しない立

# 〇各種議員資格調査照會について

西 各市町村選舉管理委員會に於ては標記調査のため本籍市町村に對しますので經費節減のため往復実書を用いるように致したいと存じますので貴會の御高配を御願い致します。 当面 人權擁護のため犯罪のあるものに對するものについては封書としていますが、これが回答には封書として、 が代復実書を用いるように致したいと存じます。 は、人権擁護のため犯罪のあるものに到していると思います。

〇議員候補の推薦届出を爲し得る者の範答 薬書を使用するも差しつかえないと考える

## 圍について

答 青森縣の區域内の選舉人名簿に登録せられ舉人名簿に登録された者が、知事候補の推せ思うが、御教示されたい。 と思うが、御教示された者が、知事候補の推せと思うが、御事選撃において、縣の區域外の選問 青森縣知事選舉において、縣の區域外の選

〇學校醫の立候補制限について

ができない。

ない者よりの候補者推薦屆出は受理すること

問 公共團體の公務員であると解されるが。 學校醫は私立學校の場合を除き國义は地 方

規定により公職の候補者となることができ 學校醫は公職選舉法第八十九條第1項の

關係はどうか。 第百二條の政治的行爲の制限の規定の適用 すれば官立の學校の學校醫の國家公務員法 もし公職の候補者となることができると 回答煩したい。 の點に疑問があるので至急

間

できない

一により承知されたい。

# 〇國鐵職員の立候補並びに教育委員との

### 兼職について

問 禁止の點とあはせて返請う。 國鐵職員は現職のまま立候出來るか。 兼 職

あつて、國叉は地方公共團體の公務員でない 育委員を兼ねることを禁じた法律の規定がな の公務員に該當しない。なお、 から公職選舉法第八十九條にいう立候補禁止 係法第二條の規定による公共企業體の職員で 日本國有鐵道の職員は、公共企業體勞働關 國鐵職員が教

## O船員投票用紙交付について

いがら公職選舉法第百三條の適用もない。

間 示しない船員についても、 令第三十五條第二項において船員手帳を提 投票用紙を交付で

> きると思うがウナへん乞う。 電照の船員投票用紙の件、 交付できない。

## 〇政治資金規正法による定例報告書記載 について

計は、 Ŧį. ならぬということになり從つて總計の欄の累 ては常然寄附及びその他の收入を記載せねば を記載するものとし云々からして政黨にあつ になされた寄附及びその他の收入並びに支出 は 開の趣旨からみれば、五、 すべきものと考えられる。又一方政治資金公 「支出の部」にはそれぞれ前回に届け出た後 えられるかいずれなりや。 純然たる寄附のみを記載すべきであるとも考 政治資金規正法第十二條による收支報告書 同報告售備考二のうち「寄附の部」及び 寄附の部總計に記載すべき事項について 四、收支對照表の收入の部の計と一致 **寄附の部總計とは** 

答一、後段御見込の通り。收支報告書の備考二 報告書の記載についても考えられる 二、右は同様にして同法第十三條による收支 「その他の收入並びに」は不用の字句と解さ

二、一、により承知されたい。

れたい。

# 〇市の廢置分合についての住民投票につ

#### いて

間 縣教育委員會委員選舉と同一日に同一場所

> 同 において投票させることは差支えないも 投票所内ではないが出口等の適當の場

及び市の選舉管理委員會において選舉事 二、投票事務は市が主體となつて行うが、 は差支えないものと認めている。 差支のない程度においてこれを援助すること 移に 縣

見込の通り。 に著しい支障を與へる虞のない場合に限り御 員選舉運動に利用され又は教育委員選舉執行・十月十三日付照會のあつた標記の件教育委

# 〇公務員の立候補制限について

二、右の場合村長職務執行者は何れ 丙村の村長選舉に現職のまゝ立候補すること 第一項の規定による内村の村長職務執行者は 丙村を設置した場合地方自治法施行令第一條 はできないと存ずるが如何。 一、甲村乙村を廢しその區域をもつて新たな

退職の申出をなすべきか。 第一項の規定によるか同條第二項の規定によ 三、村長職務執行者が退職した場合村長の職 執行に關しては地方自治法第二百四十七條

に對して

答一、お見込の通り

るか何れを適當とするか。

より長の職務を代理する吏員(その者に事故二、地方自治注第百五十二條第二項の規定に 二、地方自治法第百五十二條第二項の規定 があるときは。 同法第二百四十七條第一項の

るものと解する。 員)に鄙職屆を提出し職を辭することができ規定により、長の職務を執行する 上席 の 吏

法第二百四十七條第二項が適用されるもので はのである。なお、右の者がいないときは同 事故があるときは、同法第二百四十七條第一 項に規定する職務を執行する上席更員が行う 事故があるときは、同法第二百四十七條第一 がその職務を代理するか、或いは、その者に がその職務を代理するか、或いは、その者に がその職務代理者は同法第百五十二條の ある。

を参照されたい。
「一方の二及び三の回答については昭和出表」有の二及び三の回答については昭和出表員會委員長宛全國選舉管理委員會事務。

# 〇公職選舉法第百十六條の疑義について

間

然その効力を失い、補欠選擧は行はず、改め然その効力を失い、補欠選擧に行はず、改めてに總辭職した場合法第百十六條は單に「法後、常該町村議會の残存議員が選擧の期日を告示した後、常該町村議會の残存議員が選擧の期日を告示した。常該町村議會の残存議員が選擧の期日を告示した。公職選舉法(以下法という)第百十三條第二項の規定によつて縣教育委員會委員選舉と

て、總選舉を行うべきではない。て常選人の決定されるまでに残存議員の總群を行うべきものと存するが如何。を行うべきものと存するが如何。を行うべきものと存するが如何。なくなつた旨を告示すべきであるが、補欠選舉を行わなめて總選舉を行うべきものと存するが如何。

# 〇投票立會人等の黨派について

間 れる。 せられる。此の意味からしても投票立會人等 規定の趣旨とするところは教育委員會の委員 別を掲示しないことになつており、これらの 規定にも教育委員會の委員については、 や否やにつき左の疑義あり、 出せない。)の規定があるのであるが、來る十 示の規定にも、 五十八條の立會演說會場における候補者の揚 いてこの驚派による排除を考慮する必要あり の藁派による排除(同一政黨から三人以上は Ŧī. **薫派も、考慮する必要がないように考えら** 一考慮しないのを妥當としているものと思料 ついてはその本來の使命にかんがみ薫派別 月十日執行の教育委員會委員定例選擧につ 項、第七十六條の規定による投票立會人等 **公職選舉法第三十八條第四項第六十二條第** 又第百七十三條の氏名掲示の 公職選舉法第百

答 教育委員選擧に際しても、投票立會人、開

派を周知させる必要を認めないに過ぎない。掲示しないのは、單に選舉人に對して所屬黨規定は適川される。氏名掲示の際に黨派別を票立會人及び選舉立會人の所屬黨派數の制限

# 〇被選舉權のない候補者の取扱について

問一、被選擧權の有無住所要件の認定は最終的

取扱とすべきものと思うがどうか。

一、選舉長がその候補者の被選舉權のない民補者の氏名を記載したもの」とを市町村選舉管理委員會を通じ各開票管理とを市町村選舉管理委員會を通じ各開票管理とを市町村選舉管理委員會を通じ各開票管理として各開票原産のよれば選舉長がすべきであるか。

たにもつ
に離退した場合は供託金の沒收はまぬがれな
を知らしめてもよいか(選舉期日前十一日迄 三、候補者に對し爾前に被選舉權のないこと

答一、御見込の通り。いため)

知を發すべきである。 者が被選舉權なきことを十分調査確認の上通二、御見込の通り、但し選舉長は、その候補

# 製について | 製について | 製について | 製について | 製造を | 製造を

通り。

三、被選舉權なきこと明確の場合は御見込の

問 初めて行う市の教育委員選擧における選舉

どうか。 き委員定數從來の實例によれば四と思うか、 運動費用及び法定得票數の算定基礎となるべ

)前な過ぎれずに引きる起きの通り

答

電照の件、

選舉運動費用について二で割

## 〇補欠選擧執行に關する疑義

公職選舉法第百十三條第二項の規定により 本年執行される府教育委員會委員選舉と府內 本年執行される府教育委員會委員選舉と府內 本年執行される府教育委員會委員選舉と府內 本年執行される府教育委員會委員選舉と府內 大取消の訴及び行政處分執行停止命令申請を が、右議員中一人は同市議會において除名處 が、右議員中一人は同市議會において除名處 が、右議員中一人は同市議會において除名處 が、右議員中一人は同市議會において除名處 が、右議員中一人は同市議會において除名處 が、右議員中一人は同市議會において除名處 ので何分の御教示願いたい。

間

① そのまゝ選舉を續行し、選舉告示の通り名處分停止の假處分があつた場合。除名せられた議員(一名)が選舉期日迄に除

(3) 選舉告示中「二人」を「一人」に訂正しべきものなりや(2) 選舉告示を取消し、選舉の執行を停止す

二名の當選人を決定すべきものなりや

一人について選舉を行うべきものなりや

選者として措置すべきものなりや一人當選人(最高點の者)を決定し、他は落仏)選舉告示はそのま、とし選舉會において

(三)

この場合次點者が法定得票數を得なかつ

ものなりや に選舉會を開きその営落何れかを決定すべき 常選落選はこれを留保し本訴確定を俟つて更 高選及を決定し次點者の

では3の措置をとるべきである。響を及ほす處がないと認められる狀況におい田前であり且つ選舉の期日迄なお、相當の期日前であり且つ選舉の期日迄なお、相當の期

# 〇公職選擧法第百十五條の疑義について

田和二十三年十月五日執行の選擧により任 期四年の委員となつた者が辭職した場合公職 を開き常選人を定めるに當り、その辭職が來 を開き常選人を定めるに當り、その辭職が來

在任するものとしてよろしいか。場合は中井が繰上補充され湯浅の残任期間日。本年の定例選舉執行前に湯淺が辭職した

出者で法定得票數を得た者を繰上けるもの場合は十一月十日執行定例選舉における次場のは十一月十日執行定例選舉における次

と思うがどうか。

わらず中井を繰上けるべきであると思料せるの教育委員會法の規定により選舉された教育委員會の委員について、欠員が生じた教育委員會の委員について、欠員が生じた場合においては同法の規定により準用される同法第五項及び法第二百六十條によれば從令の整理に闘する法律第十九條によれば従命、公職選舉法の施行及びこれに伴う關係法

#### 參考

ちられるがどうかっ

教育委員選舉の結果昭和二十三年度十月五日執行の

神先	中井	北村会	湯淺	委員
幹子	あい	金三郎	清子	氏名
二年	二年	質	四 年	任·期
1111108	19, 404	芸売三	<b>元、0</b> 公	得票數
か本年 は立	水年は立		さ解 れる 者提	摘
候補して	候補して		者出を豫定	要

熊谷直清 次點 一六、七一八

八一四票である。 法第九十五條第一項第六號の法定得票數は一三

答り御見込のとおり。

財產賣排代金 收 公營企業及財産 入 分擔金及負擔金 公營企業 收入 層法による税費 通 税 間 独 產收入 昭和二十五年度一般會計豫算現計調書 御教示願いたい。 であるので折り返し御願い申し上げます。 〇當選無効原因に關する疑義 收に 的 立 項 標記のことについて次の疑義が生じたので の場合、 よ 入る 所問の者を繰上げることは出來ない。 二により承知されたい。 、二により承知されたい。 稅 稅 别 旣 中井を繰上けるべきである。 三、元、三元、三0 三、四四一、00三、九00 決 1 关、520、200 一类、品、治 107°410°000 ]四七、四九五、八〇〇 四九、四公五、000 是、公园、第00 獀 0041,190.1 Ø なお本件は差し掛つた事例 定 10°70 貀 報專告決 議追 △三、元一、五八、三OO 三、00九、1四九、100 三、00九、1日 五二、三二、五〇 四1、八十八100 四九、四六五、000 到0000000 笨加 古、三天、八〇〇 三、五二、三 H,000,000 H,000,000 7,100,700 1、20,000 (昭和二五、一一、1 10、公00

道 款

> 補し選擧會において有効投票の最も多數を得 たものとして営選者と決定した。なお落選者 地方の公務員農業調査委員が在職のまゝ立候 のである。 の一名は法定得票數以上の得票を得ているも 六名で補欠する議員の數は五名) 村議會議員の補欠選舉において(立候補 右の場合において

つたが、 選舉人より當選無効の異議申し立てがあ 村選管委はこれを當選無効とし、

> 2 處理すべきか。選擧無効として處理すべき 法

第九十六條の適用を受けるか。 當選の効力に關する筆訟として取扱うの 若し、常選無効として處理した場合、

口適用を受ける。 が適當である。

六一一、二〇現在)	使用料及手敷料	四一九、四八六、九〇〇		四天、四〇〇	四一九、0五0、五00	三、 <u>企</u>
	使用料	三元、三元、七00	1	八至五、000	0047,F00	
するが 割	數	元0、三元、七00	 	1751、1900	1八八、北次八、八00	
三、年11、三八〇〇十〇〇 二四、〇十	寄付金	六六、五1八、五00	_!_	004,1104,1111	八光、三三1、1100	0,*1
oo_	沿付金	大大、五一八、五DO	_1_	00t.110t.111r	八光~1月11~100	
o_ c	繰入金	三国、八〇六、二〇〇	1	人、至00、000	到1051100	0,111
三、00光、三元、二00	特別會計繰入金	100人0人100		₹,500,000	河10次、100	
至017.1至17至00, —	繰越金	二大四、元九三、五〇〇		至017至中07000	大大七、四次三、至00	西
10年、大学六、大00 0、七二	前年度繰越金	二大四、九九三、五〇〇		000,00位至,010国	次六七、四六三、五〇〇	
天、公司、000	雑牧人	五九、杏白、玉00	- - - - -	155,755,200	中1六、五0八、000	型
八1垂1,100 —	辨償及報償金	一、五〇五、六〇〇	1_	1,140,000	二、次六五、六〇〇	
元、古四、五00 —	物品賣拂代金	1八六、11六、七00		11、到11年、400	- 本、、	_1.
1八1、0九0、九00 1、三四	療所收	11、别人、000	. 1	2000,000	三、六六、000	
1八1、0九0、九00	療養所收入一個個別地スー	11,101,100 11,101,100	1_1	三、五三、000	五、大九四、三00	1 1
		_				

財

m 普 稅舊 FI 獨

角

<b>農</b> 入 合 計	純國庫負擔計	委託費	國庫補助金	量	國庫支出金	衡 交 付 金 付 金 平	地方配付稅	純道負擔計	道	道债	納付金	雜入	勞働會館收入	貸付金收入	金庫運用金利子	整土理地收區入畫	報收	巡回治療收入	治療院收入	檢療所收入	性病診療所收入	保養所收入
191041~M01~100 X~440~000	り、0元0~11八1~000 ×、元元0~000	六1、0八八、三00	三、01七、北古四、000	1100125 1245 100	五、一天、1一层、000		1、九三二、1三宝、000	五、九0、九二六、100	八七一、九00、000	ሊቱ1、±00、000		元、九10、000	111,000	1110,044,1100	000,000 tt	八、五四七、四〇〇	月、夏00、000	二、五四七、九00	二、	1六07年00	1、六八、八00	117,300,000
	六、北北0、000	1_	1 <u>f</u>		! <del> -</del>	六、九九0、000						1		_1_	1_		11	1_	1	l		1_
17年017元四百7100 187年3171四17800 100700	1、0次三、二次二、八00 八、一次0、次三、八00		11元、八六二、六00		△一、六九四、三元、100 三、四六三、九0七、九00	四、六八九、七三五、九〇〇四、六九六、七二五、九〇〇〇	41、地區、1000	四天、六十二四00	4 1点、100、000	△ 1六四、九00、000	1110,000	1三、	1	100、九0六、000		二、九九三、七00		1	1、天0、100	九三、100	1.	ļ.
西(玉九 、11至11、四00 10		三宝、九三七、七00	三、一元、八天、六00					六、四三〇、五九七、六〇〇	000,000,404	000,000,t0t	110,000	四二、八五八、五00	1117,000	三二〇、九七三、二〇〇	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	11、超1、100	時、夏00、000				1、51人、八00	三11、九00、000
00,00	至。	-			三	三 九	1	40、壓		公公	-	1		1		.		}		1_	i	1
土災	建 -	上戰	213																		<b>7</b>	
土木事業獎勵費		比大式 強听費 改災復 與 費	畫 整理事業費東札幌土地區	市	凝	河路橋梁費	土木費	防振興	消防學校費絡協議會費	維持委員會	警察消防费		負福利厚生	ļ	道職員費	道廳費	道識會費	ŕ	義 會 聖	款項別		歲
· <del></del>	設業諸費 710~200	<b>杉式發所費</b> 災復 興 費	夥礼。	市計畫費	費	路 川 橋 梁	木	防振興費	防協學議校會	安維持連安委員會費	警察消防費 三、五、五、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三		負福利厚生費	費力	職員費	廳	識會	7		項別既決豫算額		歳出の部
· <del></del>	設業諸費	<b>杉式發所費</b> 災復 興 費	整札理集土業費區	市計畫費	費	路橋梁費	木	防振興費	防學校費	安維持連安委員會費	察消防費		負福利厚生費	費力	職員	鹽	談會費	7		項別一既決豫算額一專決		出の
	設業諸費	<b>杉式發所費</b> 災復 興 費	整札理集土業費區	市計畫費 六九、七六三、000 —	で 当 ニャル、ナール、五〇〇 ―	路橋梁費	木 費 1、六三1、三六三、100 —	防振興費 三六二至00 — 英	防學校費	安維持 連 学派2,100 —	察消防費		員福利厚生費 11、当高、100 —	当	職員費 たの、空ご100 —	鹽 費 1、11人、会の、100 —	談會費	7		項別既決豫算額		出の
元六、元七、000 ― 三八、000、000 空	設 業 諸 費 - 10~100		整理事業費 ちおおで800 ― コンポラン400	市計畫費 六、七六三、000 — 1、四十0、000	<b>数</b>	川 費 三寸、501、500 — 路橋梁費 三寸、501、500 —	木	防振興費 三六二至00 — 英	防撃校費	安維持 連	察消防費 至至500		負稿利學生費 11、5亩、100 — Milibirono	連貫 1二五、四世)、九000 ——	職員費 たの、空ご100 —	題 当111八八五0、100 — 11四、四五六、六00 1、	藏會費 一篇至2000—	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	会問 形式 15回でははつい四つつ 10つませいいはつつ	項別一既決發算額一下機		出の

保健衛生費	ß	業對策	住宅費	會	勞 働 費	國民健康保險費	世話所費	蜇	貸付事業費金	揚採	災害救助費	民生福祉費	生活保護	施 設 費	か 及 び	保健體育費	社會教育费	教育諸費	通信教育費	盲點學校費	等定學時初高	等學校	.,_	小學校費	教育委員會費	教育費
五六五、五九、100	- FAI 700	1七1、三大五、五〇〇	二二四、九八九、六〇〇	三二、四四八、二00	101、三六0、元00	<b>邑、八</b> 二、100	001×100	11四~1447、大00	八0、四1三、三00	一三四、0八0、九00	100t, 100t	三五、大九六、三00	元二、1九0、100	1、三九、九三七、七00		八四、七九五、九〇〇	三二二三八六00	1 类、二类、光00	九一九、八〇〇	八0、五九五、100	1人六、110、八00	七九六、五六三、五〇〇	1、0三六、六元、三00	1、4115、011、400	00岁、短04、强化	四、0五八、0五九、000
1_	_ _1		1_	!	_   _	_!_	<u> </u>		1	1_	_1		 			_ _		L	_L_		_1_	<u> </u>		l_	<u> </u>	
次、五型、100		章、1六1、五00	六、1 国国、九00	五八三、100	1六7五1四7三00	六、元1、八00	三、关头、000	1、公里、600	\$110 <b>,</b> 000	<b>运元、</b> ≖00	001,1141,t	九、五三,000	1-25、0公子、100	110710#7000		10、主光、六00	六、八〇五、二〇〇	001、五人0、北	公1100	五、0八七、000	九、九三五、000	<b>岩、</b>	117,007,400	1	九、八〇1、六〇0	月日、日田八100
公三、元、八00	1 751 700	三兄、王元、000			11八、八宝~1100	四一二八三 九00	三二年三二十二〇〇	11年、九11、000	41.0mil.ni00	15四、八九、四00	15、公园、人00	里二八三00	1光、1三、000	一、二十九、七三二、七〇〇	- : "	九五、五七五、五〇〇	二九、〇五六、八〇〇	1997年217100		八五、六八二、二〇〇	1类、1四至、八00	公益、三型、100	一、一类、大型、八OC	1、八八六、〇八四、六〇〇	<b>贸、五05、100</b>	11  10  11  11  11  11  11  11  11  1
0.00	- -		_0		1	°	o_ 	1		<u> </u>	1	.0.					0	ı	0 	<u> </u>		1			<u> </u>	の当つ画
水產試驗場	水産	業		食 食品 糧	畜	音	<b>患 悬</b>	き 核	3 農	羅業	農		能	薬!	器 f	早 作	新介	食作品	氧 化		夏 及:	公司	農業	吉化	生傷	
對	業費	nn : 導 費 :		周整費	産業費	產部復門費	彩式 敵 易	接管是該主人物	可要送音及費業調習所費	業取締所費	業	*	<b>乾 四 齊 竖</b>	事話費	務 諸 費	建 對 稅 娶	新生斗型开宅费	品類生活費	<b>生周 查諸費</b>	业 f 算 著 b · 生 f · 算 著 b · 生 f · 算 著 b · 生 f · 算 著 b · 生 f · L · L · L · L · L · L · L · L · L ·	<b>世界雙者費</b>	<b>装箭生普</b>	宽有比量	亥象方妻	<b>象方</b> 热致以	
費	業 費 1六1、九八七、五00	導費	費多	周調 終 整	 · =					※取締所費 売売100	業 費 宝0、宝宝、九00	* 2 T	平	諸	費 聖	地對策數 111/0/m/000		•	在周香渚野 - T.M.K.M.M.M.M.M.M.M.M.M.M.M.M.M.M.M.M.M.		遊光費	朝 生 普 一 ·	<b>有于</b> 上 整	象 万 基 一 一	り費	費
費	業 費 1六一、九八七、五〇〇 ——	導費	費多	周 調 整 費								* 2 T	平野	諸	費 聖			•			遊者對	朝 生 普 一 ·	<b>有于</b> 上 整	象 万 基 一 一	り数	費
野 三二、六四七、五〇〇 —	0 _	導 費 — 英/E/10/1000 —	費 当15次00000 —	期整費 天空堂、100 -	1121,121,1700	四17年007000	デクーサー - CC		せ、これ、ま00	三九三、100 —	二五〇、七三五、九〇〇			新 <b>費</b>	(株) た、八次四、三〇〇〇 ——————————————————————————————————		12311123100	•	7 EFF 000	プライ・リー プロロー	(漢) 費 「第一三人の」	新生 普 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	THE TOTAL CONTRACTOR	象 万 基 一 一	以費   Um, 25, 100   -	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
野 三二、六四七、五〇〇 —	0 004, [[[[[], #[]	導費	## MITT COO MITT TOO I	周 調 整 費	1世1、世1、八00 — 1三、1元1、100 1	四17年007000	77 -51 - UC	「ま 「十王 COO ― プックま COO ー プックま COO	せつごれつ第00 ― 1、大九三、第00	三九三、100 —	宝0、七三宝、九00   三元、1三七、三00   1九0		平野	新 費	(株) た、八次四、三〇〇〇 ——————————————————————————————————		150 Mile 100	11、11000000000000000000000000000000000	7 3 3 3 COC	プ プ・・・・ プ ・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	作	割 生 音 ··································	す に ま	象方者 1950年100 —	以 費 10年を大き00 117年まれて600 117年まれ	#4 110、五九九、四00 — 15、四八六、八00 1

						<u> </u> _	11:1, #10, 400	元、九三六、六00	_8_	)六、九九〇、〇	大穴、五八四、000 六、九九0、000	ak M	選舉
		1	7				八、六六九、五00	四八一、九00		<u> </u>	八、八七、六00	會管.	委選 員鄂
	5	1				O、凸	111111111111111111111111111111111111111	四、四八、五00	8	) 六、九九〇、〇	は四、はむ1、六00 六、九九0、000	學費	選
	1			, ~		(成)	00年111米	104011400			000年1次1年	調在,費	統計
	到			-			00 uzit [[1]	10%011700			000、中中公儿中	調査費	統計
					-		四 元00	1			四/元00	勸業資金積立金	勸業
- 1	7	-					1][[1][00	 	. !	<u>.                                    </u>	1]三~1]00	產造成費	財産
$\equiv$	1、至01、丸豆、100 1四、五1、151、四00 100、	1、至011、九三四、1100	六、元九0、000	13、0八1、50七、100 六、元九0、000	歲 出 合 計	1	六元1、100	17,10,10,000		<u> </u>	四、分より、回	緒費	營 ] 44.1
1							155,21,200 15,21,200 15,21,200 15,21,200	11   11   10   10   10   10   10   10			1元、1元、20	魔 舍 營 繕 费	魔者
+	元章、000、000	1	_	Hal, 000, 000	除間	1	二、五六、000	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_	<u>.                                    </u>	二、五八、000	管理费	財産
9	45,000,000	1		平可、000、000	微備費	五	1911、大四四~年00	川门川八州00	_   -		110元/四川/ 000	產費	- 財
	五17年00	至17五00	!		證	1	n1.000,000	11,000,000			000,000	調整費	資材
	11°000°000		_1	11,000,000	貸付金	_1_	14, 410,000	ハ、八00、000	!_		ሊንሊ10,000	電力開發調查費	電力問
	00年,中15年	00元,五三、11	.	1四、六九、000			四六、九八三、100	用1、1六1、100			元七、八二〇、九00	事業費	耕地
	10八、九六、三00	五五、七六五、1100	1	要、三,000	方振興	_!_	公安、天光、三00	九、01五、八00			八十、五八三、五〇〇	事業費	開 拓
	七、九六八、六〇〇	一、五三五、九00_		次、国图1、中00	套	1	1三九、1九五、000	せ、〇六六、四〇〇			1917177,500	農業協同組合費	農業協
	三三宝、九八宝、500	11九、05宝、九00_	1_	11六、九五0、100	繰出金		1四至、大1四、大00	M、EOか、100	1		20は、よのい、0選1	地費	農
	- 元、五元、古00	せ、たい100	.1_1.	105、至六、000	現 銀 事業		六、1四0、八00		1		六、1四0八八00	所衡 費器	檢度 定量
1							元、051、100	九七七、000			<b>兲、0</b> 茜、100	業試驗場費	工. 業
	六六、六三、 <u></u> 五0	二五九、八六六、大〇〇	1	四六、九五、九00	諸支出金		三元、七十五、十00	1/511/600			<b>兴、吴兰、三00</b>	業	
1	17 17 100			7 7 100	耳虫		1			,		踆	-11
	三二、一六七、九00			三二、二六十、九00	· 利	1_1	三番 、九八、2100 セニラ、セロリ	11三、公元、第00	1[		三三、三元、100	工業費	商者工
1	THE MAIN COULT	•		OOO 145 AMI	<b>在</b>		1011100至00	1			00 E_0[4][4][4]	7 1Ľ	、 水 産 味 解
	1411 TH 1 1000		<u>_</u>	11:11:12:11:11:11:11:11:11:11:11:11:11:1	ŧ	_						;	

	附	
į	錄	

▲請 願·

第五回定例道議會で採擇と決した請願は次のとおりである。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	间	同	詩願第	請
第一五四號	第一五三號	第一五二號	第一二四號	第一二三號	第一一二號	第一一一號	第七七號	第五一號	第四二號	第四一號	第六號	願番號
農業改良普及員増員方の件	件業改良普及員充實顯化(भ員)の	農業改良普及事業充實に關する件	國民健康保險再建對策の件	天殿川に歌内橋を架設の件	補助交付の件帯版市道橋梁架替工事費に對し道費	動車道路開さく工事促進の件東旭川登山口大雪山図立公園観光自	美葉川改修工事施行の件	修工事施行の件	頓別原野に土地改良事業施行の件	十勝川に橋梁架設工事施行の件	道立綜合種畜場の早期復舊完成の件	作
河西村農業改	門別村農業政	中富良野農業社会	苦小牧市 田	中川村 : 齋長	帶 佐 長	東旭川村	沼山 村長	、工事期成 宮 段野町富 日	頓別村長	大津村長	香 <b>更</b> 村長	詩
荣 井改 ト	二 日 日 日	農業が	長山	巌	麡	川	陽	品質 見力山 種素		澤	外	M
中系	與 外弘委 九 員 名道長	外 一 改 良 委 員 委 員	外正 二太 名郎	램 48	組太郎・	健吉	外松 一太 名郎	作川	外熊 一 名吉	外一 一 名郎	が 三 名助	者

	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	闻	同	间	同	同	同
	第	第	第	第	绝	第二〇	第	第一	第一	第.	第一	第一	第一	.第	第一	第一
Ì	一〇六號	第二〇五		第二〇三號	第二〇二號	_	第二00	九八	九	九	九四	八〇	七	一七二號	一六二	五五號
	號	號	號	號	號	號	號	號	七號	六號	號	號	九號	號	號	號
	の改良工事施行の件河川護岸工事施行及び銭道域断箇所	さくの件 苫小牧市旭町と緑町を貫く排水溝堀	苫小牧川落口護岸工事緊急施行の件	有珠川下流に捷路を堀さくの件	第三幹線排水路堀ざく工事施行の件	勇拂川改修工事施行の件	苫小牧川護岸災害復想工事施行の件	芽室川災害防除工事道費補助の件	原料乳酪農檢査條例實施の件	の件の外部である。これでは、一般のでは、一般のである。これでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、	灌漑川水路取入口工事復舊の件	<b>し道費會計資金豫托融通の件</b> 北海道信用農業協同組合連合會に對	成の件。 昭和二十五年度農業安定對策緊急助	<b>奨励の件</b> 農薬硫酸ニコチン原料用薬煙草栽培	農業改良普及員増員の件	農業改良普及員州員の件
	同	[1]	同	同	间	同	一大		北海道略農協會會長	相長馬	長 福 島 刊 雄一白石速合用水組合組合組合工作	岡村文四郎 神道信用農業協		連合會會長松本六太郎 外三名 外三名	委員會長協義會長 超走支廳地區農業改良	上ノ國農業改良委員長 上ノ國農業改良委員長

		·		١									<del></del> -		
同	同	同	同	间	同	[4]	同	同	同	闻	同	同	同	同	同
第	第	绝	第	筄	第	第二二	第	第二二	第二	第二	第二	第二	第二	第二	第二〇
第二三三號	第二三二號	第二三〇	三九	第二二七	第二二六號	= 1	第二二三	=	二六		11 11		110	一	104
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
補農	件小	114	碿	自	旗	件茶	青	方に北	Œ	厚岸	修實	水	水	水	第
助の作品を	件小 樽 市	法志	島町船	白糠村船入澗	<b>廣尾港改修工事施行</b>	開	<b>音更村河川</b>	が保護の件準の作業額の	災害農家の生産費に對する助成	岸池	工事施行のは	水害復四對策に關する	水害復舊費の	水害に	第二幹線排水溝改良工事施行
件員會	に道	村政泊	<b>X</b>	船人	改修	<b>庶</b>	判別	の相上 作當功	家の	港修築工	施岸行間	四對	售費	よる	線 排
北海	営に	入	淵擴張	削改	事		アスパー カスト・コース アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	額組の合	生産	亚	作町	策に	の全額	よる災害復傷	水溝
道連	よる	<b>洲修築工</b>	炭工	改修機張	施行	河	工事	の道で行行	質に	機器	村水	関す	楓	復	改良
合會	木材	築工	工事施行	T.	の件	改修	施行	棚町の土金共	対す	施行	産業	体	國庫支出	出	事
と	に道營による木材倉庫設立	小 施 行	の	施行		工. 排	の件	<b>金</b> 共 繼濟	る助	の件	開發		の	促進	施行
曾北海道連合會に對し道費		0	件	の		事施行の		· 繼續 支出	成の		件 水產業開發道路改		件	作	の件
	の	件		件			·   ·	######################################	件-	 		:			
<b>會農</b>	小樽市	仙光	福島	塩	<b>废</b> 尾	白糠	音頭	長北流	苫 小	间	厚岸	- 版 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	同	札幌	苦 小
會農 會地委員 「「「」」	市 坂新	法志	町工長	村;	町 元長	白糠村長	更村長	海道坂土	小牧市長	1	·町 土長	林	İ	福識	牧田市
野北	坂新 地 田町	井村 長 口	藤	木	野	木	Щ	功   本組	1 1 1	! 	岐	下		自然	中
海直道	政三	C.	外福	外金	元	外金	柳	外合	外正		袒	外武		<b>長</b>	外正
野直次	義	鹏	二次 名郎	二 名吾	吉	二 名吾	助	五、合 名夫曾	一太 名郎			名雄		雄	一太 名郎
								1	i	<u> </u>			1		<u> </u>

	间	同	间	闻	[ii]	同	间	同	间	同	同	同	闻	同	闻	同
1	练	第	第二	第 二 五	第二	第二	鄭	第二	第二	第二四	第二	第	第	築	第	第
ĺ	第二五	第二五	fi.	五	pu	四六	四元	四四四	四	四二	四〇	第二三八	第二三七	第二三六號	第二三五	第二三四
	九號	七號	號	號	七號	か 號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
		補北	TLB.	害札	第二	道町	に澤町	受	家	件上	லியு	に美	事美施唄	農	恒豐	<b>作上豊</b>
	架村の沙	償海 制道	事類     促村	害札 防幌 止市	二期十	路村 を道	に澤町 認 ~ 村 定別厚	受電白家用施設	家畜登録事業に對	七幌	件村 迫	昇唄 格市	行前	農業改良	恒豊 久頃 橋村	更別驛前間を準地頃村字石神幕別町
-!	件流	度中 設小	進更	恒白 久石	十 勝 川	準濱地中	作町田	家 用	鉄事	村居	中从	の内 件石	の字 件光	· 良	架字設也	<b>驒字</b> 前石
İ	川	定炭の礦	作村 間	對地策區	治	地方費	字村 材大 木字	施設	業に	邊無	延南澤	イガ	件: 珠内二	事業推進	の頃	間神を幕
	統	件に對	北	促に進お	水工	道のに認奔	73.721	に對	對し	水地帯に	線改修工	沿岸道路を地	一	O	字茂	進別 地町
	佐瑠	する融資	線	のけし	事	定渡	道來 路村 を石 地狩		し道質補	船に	修工.	道路	線	件	茂岩間	方字 費駒 道畠
	太橋	融資	線道路開	件る 早 害	Т. Ø	の町 件並	を石 地狩	し道費補	補助	水道	機網	を地	<b>線道路改</b>		の  - *	121
	の佐瑠太橋を鐵橋	の損失	開き	害及び	件	に床潭	方町   投八	助の	の件	水道敷設	額施行	方費道	改修工		勝川	編似人平
ļ	穡	失	ر ا	水		弯	道の	件-		0		道				01
	門别	北海道	忠 類	札幌市	dir.	厚岸	随	初山	#Kili Xi	上	幌	美唄	美唄	表北	同	豊
ļ	村松長	道高市	村遠長	市高長	豊 県 佐 長	町上長	III	別	本合道	士幌村長	幌延村長 赤長	市機長	īfi	道	i I	豊頃村 佐長
	本	長田會	l		藤	岐	非	長田	(本六太郎 ) 場合會長 選合會長	長木	松	非	Ji:	1 11111111	i	藤
	・ 本 外未	富長	ì	富富	義	紀	外二宝	廣	外協	外表	外滿	省	省	外信委員		外義
1.	二 名吉	與與	名作	與	助		〇名 治	紀	二月組	外泰 三 名助	二名郎	吾	哲	五八五八五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五		三
	ПП	- <del>//</del>	71117	77.	PIJ		LIVIT	n-L	, I WIL	HP0	1-1 1413	11	[]	пыс	<u> </u>	LIE/J

								•	
F	ij.	间		Ī	j	[1]	陳情	1	财!
第八七號	( I	第八〇號		毎七ナ第	: 1	第七〇時	第四二		情番號
30 	ř.	- 選 	_	- I	7		號		
として追加の件	資材類を農業手	道立新得種畜場設置促		失業者の当治安院に関する	878-0 11E-	森厚澤部問道路改良工	高村間道路開さくの件	F S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	件
	形對象の一部と	促進の件		す と と		事施行の件		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	名
秋	上川農業	長神	十勝支廳		後自由	<b>移</b> 世	松		陳
Щ	協同		内	澤	勞働	野	平		情・
孝太郎	組-	外柳	町村長		者組合	_	外信		者
锹	合	名助	會	雌	代	名吉	名介	-	

東 青 番 焼	第五回定例道議命で栄擇と決した陳情は次のとおりである。
名	は次のとお
東青	りである。

▲ 陳

情

同	同	同	间	同	百	同
第二八	第	第二	第二	第二	第二	第二
	第二八〇號	七九號	七五號	第二六九號	第二六八號	第二六四號
號	號	號		·	號	號.
静内地築設の件	浦河町大樹村間道路開さくの	閉さくの件 一 一 一	北檜山沿岸道路新設工	種牡牛馬の追加購入貸	に關する件地下資源開發に要する豫算追加計上	<b>製料の件</b> 家畜傳染病豫防法に悲く施設並に手
	さくの件	水町間道路	事施行の件	仲の件		
耳	同	成河町 日本	町	松曾指	會海	外松曾指
		高線合開	外	本農業	个	一 會導 四本長農 九 五 六
		輝期	外仁五郎	外六 協同組 名郎	四路協	九六太郎

同	同	同	同	间	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第一四五號	第一四三號	第一四一號	第一三九號	第一三七號	第二五號	第一一七號	第一〇九號	第一〇四號	第一〇二號	第九九號	第九七號	第九六號	第九五號	第九二號	第八九號
農機具試験研究施設の早急週光の件	傳染性貧血馬の黝策に關する件	する件  立外移出馬の運貨割引期間延長に關	促進の件	町村道を地方費道に昇格の件	農業改良普及員増員の作	手敷料に闘する件家畜傳染病豫防法に基く施設並びに	に關する件生活協同組合運營資金貨付制度設定	院する件 酸性土壤矯正用炭酸石灰購入補助に	の件風害霜害及び早害に對する施策實施	改修工事施行に関する件準地方費道上磯湯の川線図鐵跨線橋	の件(外三件) ・貸興並に畜力川心土型購入費助成 ・ラクター用心土排及びデスクハロ	機構機充の件機構機を中小家畜種畜場として・	例施行停止方に關する件(外一件)原料乳檢查條例並びに酪農品檢查條	農業普及負増員の件	キラクター用心土プラウの 増配の
北海道農機具協會々長	朝倉喜	各連合會々長 北海道指導農業協同組	作 進同即	21	排會長 地區農業改	本長 本長農業協 六	<b>內</b> 西 和 同 組 合		外盟	佐々木 善	農	神部後郎	道路農協會會	及 基 基 基 基 基 基 是 基 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	安康長井山

同第一七七號	同第一七六	同第一七五	简 第一七一	同第一六八	同第一六六號	同 第一六五	同第一六四	同第一六三號	同第一六二號	同第一六一	同 第一六〇	同 第一五九	同第一五七	同第一五六	第二五〇
號一酸性土壤改良促進	號。一龜田村日尻	號 牧野の改良	號一水害應急	、號   災害農家救済	號一幌向村幹線排	號一計出事に	號 小樽港高	第一 事地方費道大津	號 大津港築設の	號一門に橋梁架設一下施大	號 厚內漁港築設	九號 『四村道牛首	七號 途別川改	號一猿別川改	號
改良促進の件	<b>尻村間産業道路開さくの件</b>	<b>見助長に關する件</b>	應急對策等急速實施の件	教育の件	<b>級排水工事施行の件</b>	工事促進に闘する件おける河川道路並びに都市	島地域に漁港築設の件	件	設の件	<b>楽設の件</b> 流大津村旅東~浦幌村愛牛	楽設の件	件の上更別線を準地方費道	途別川改修工事施行の件	修工事施行の件	
稚内市	會々長 食 金 食	北海道牧野	幌向村長	長沼村長阿長	幌向村長	帶庇	小樽市長		同	同	大津村長 水長		同	幕別町長	合北海 長道 新 紫
	澤 N	川振興會 外忠 會長 名雄長	川 源之丞	達忍	川 源之丞	藤 外領 大郎 名郎	原英太郎				學一郎			島國男	合會長

闻	同	同	同	闹	同	间	同	间	闹	同	同	同	同	同	[ii]
第三三	第	第二	第二	第	왨	第二〇	变`	第一	第,	第一	第一	. 第一	第一	第一	第一
	第二二〇號	=		第二〇六號	第二〇三號		第100	九八	九二號	儿	八九	一八四號	<u>六</u>	八一	七九號
號 —	UK 	號	號	號	妣	跳	姚	號	號	號	號	妣	號	號	號
道有	美禽	補関助體	水生	件沿 海	い件稚 て(内) 取條炭	札幌	华维	る酸 作性	土地	種牡	業酸 促性 進士	汲	の道	· 地 力	青森
性	美禽橋架換工	の替 件か	對策	魚田	けれんかいのまし	稚	半害對策に	土.	改良	馬購買	27   開	港新	融資に属生	力増進に	面館
貸付	換 工.	んか	水害對策救濟工	施設	られ建	内線道路	に闘	改良	事業	万	協 は は は は は は は は は は は は は	設に語	隣年   する保	闊	間
闘	事施行	施設	事施	以	と個は	□ 路 排	開する件	<b>燮改良用炭酸</b>	改良事業促進に	に闘す	件がに	川汲港新設に闘する件	件並び	する件	
道有牡牛貸付に闘する件	の件	改良	行に	つき	がうこと) 北海道信川保證物再建資金特別融資と	水	"	石灰	闘す	る件	心	件	に畜	11	開さ
		工.		件	温度	侧游改修		石灰確保に	各件		排湿		に畜牛購入資	: 	青森函館間海底墜道開さく促進の
		に道質	する件	助成の	協関におる	修の件		に関す			土排混層耕事		人資金		進の件
															!
長上川	美製町		洲	長門	稚凸	當別町	部	沿 田 田	合北海 連合會 松	上川井	々北 長海	尾札部村 杉村	空知生產農協 池 田	北見地	マ北 長海
一方面	近長		古田長田島	HG XX	市西長	加對	佐農	稍農協	松會指	・秋 山	道 松 耕	杉科長	池産	木岩	西町村
1 897	1	本組合	嶌	川筒  外   組	. 岡	藤通り	藤大	塩組合	本 六太	山協	本良	谷	山協	木材。	本議
外久村 三 會 名平會	吉	北十大	黨	外二二名	l l	外四四	外秀議	源長	本 六太郎 農業協同組	求合 学太郎 手	本 六太郎	梅	外信合 二 名孝長	合會	本長 西本 高 一本 本長
名平曾	次	夫   會	각	名郎合	斌	名髮	名吉		ŅS AL	長	机河		百孝長	弘美	.— 144

同	· 陳 Rati
120	情
50	第二第二
第六	大 番
九號	號號
:	
理由(成は困難であ) という (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	理山(名) 空のもの1人名 空のもの1人名 空のもの1人名 空のもの1人名 空のもの1人名 空のもの1人名 でいるのもの1人名 でんしゅう かんしゅう はんしゅう かんしゅう んしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅん かんしゃ かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゃん かんしん かんし
のものでなく助)	であり至難であ)
北村海姆	會北 長海 陳 i 道
池鐵南	坂 土
澤會低	本組情
長世 憲代七	1
理	合者

第五回定例道議會で不採擇と決した陳情は次のとおりである。

同 第二五二號	同第一八二號	同第二五一號	請願第一一八號	請願番號
理由(財政的見地よりして補助の件	理山(洒郷である) 道費による住宅建設助成!	理由(條件に合致しない・町村道を準地方費道に昇進	理由(対庫補助によるべき) 図民健康保險再建村對策の	<b>4</b> 4-
て至難であって五難であって五難であって五難であって五難であって	に質施は) 生田	ため) 香深	でものなの) 組合知	名
村上龍町農地委員會	北野村長	将長 村 太	型率長 松 實 菱 外菱	願
一太長 名郎	一元 名郞	di	一 保 名三 險	者

第五	凬.	同	同	同
回定	第二三	第二	第二	第一
191		二六號	二五號	第二二二號
道議会	號	號	號	號
會で不採擇と決した請願は次	常別町基線排水改修に闊する件	人の件、東際栖村道二十號道路地方費道に	網走支壓管內土功組合救済對策。	<b>件</b> 北海道屋外廣告物條例制定に關する
と		綢	件	る
おりである	常 別 町 近長	東鷹栖村	北海道大学	北海道高市
る。 。	外藤	島	長功 谷 組	長 田會
	一八辰 六	仁	半水	當長
	名雄	男	次合館	與

间	同	同	闻	[ii]	64	同	同	间
第二一九號	第二一四號	第一八五號	第一五八號	第一四九號	第一四二號	第七三號	第七二號	第七一號
理由(財政的見地よりして至難であ) 道費補助の件 道費補助の件	理由(財政的見地よりして至難であ)費増額道費補助金要請の件	理由(奇線道路の性格上不適格であ)地方費道札幌根室線中一部變更に關	件至行 理る瞬 由一元よ	理由(質跡は困難である) 災害者住宅建設の件	理由(町村河川であり道費による施)常盤川改修工事施行の件	理由(右に同じ) 石狩川橋架設に關する件	理由(突傷位置が他に決定したもの)石狩川治水工事に關する件	理由(全額の補助は至難である)
連格協議會會長 祖海道都市農地委員會	會長 三浦 民三郎		幕別町長 島 國 男	上宮良野村長 勝次郎	爾館市長 宗 滕 大 陸 外二名	[6]	新十津川村長	北海道町村會長

# ▲アメリカにおける自治制度の視察について

神奈川縣知事 內 山 岩太郎氏

### 言

緖

を民主々義に置き地方分權を確立することを規定し、叉廣汎な地方自治法日本は新憲法に於て文化的平和國家の建設を娯張すると共に政治の基盤

せた様な感じがないでもない。 於て詳細 「民の身についているかと言えば正直なところまだ川 地 方自 の在 り方を規制しているのであるが、 それ 合者に待を着 *p*: 今日 75

知事の職を汚して來た。 私は今日迄地方自治法の勉强よりは食 唯縣民の幸福 と母國の再建と言う一念で四年余 糧 阇 泗 や共 の他 に亘る大切な神奈川 の緊急要 務 12 逍 縣 わ

る光榮であると同時に責任の甚だ重きを感ずるものである。 治の質體を把握すべく視察研究の第一陣を承わることになつ 自治制度研究の爲に渡米すると言うことは、 今回偶然に も現代世界民主 々義の本場と言わ 昨年の夏一寸聞い れる米國本土に たの がたて は身に た 民主 Ø で あ 氽 政

いことで、 職員を始め一般縣民からも激勵と喜びを以て送り出されたことは誠に有難 中 急に五月に出發することになつたが、 つたが其のまく年を越したので既に沙汰止み .休暇も近ずくと言う時であつたからである。 は縣としては新年度豫算も成立し、 幸縣議會方面 平素専心縣民の爲にと駑馬に鞭うつて來た私にとり今度 の了解も充分つき議員諸士から好感を以 大方の仕 時期から見れば理想的であ のことかと考えてい 事が 應けりがつき追々暑 つて送られ、 た矢先、 うた。 一の渡米 縣廳 ぞ

何れも北 は人生の再出發だと云う様な氣持さえ湧き出て來たのであつた。 視察團一行の陣容は市町村の代表や自治に關係ある人と云うのであるが 米に經驗のある人なので、 旅行 が短時日である丈に通譯 の時間が

依 とになつていた て頗る氣樂な旅行が出來た譯である。 省けたこと丈でも日本人一般視察團に比し二倍には勘定が らぬ汽車旅 させて貰つたことは結局善い結果となつたものと思わ ٦ に着いてしまうので汽車旅行に較べると品物を遠くから見るのと近 スア (り映畫的でなくしたことは良かつたと思われ ンゼ 行も一見時間が惜しい様にも思われたが忙しい旅行を多少で のを半減し、 ルス の間を飛行機で往復したが一寸假 一都市に比較的長く滯在 叉最初十 - 數カ所 して視察研究を自由 の都市を歴訪 寝を る。 れるし、 飛行機に 全體とし いる間に の終り頃 するこ

> 寄つて 手で 觸つて見 る位 の差はあ ると思 n

察の折、 度々十 然の好機な 直 關係から考えても人間の繋りと云うものは真に大切なことだと思わ して僅にカンサス 且つ日本の全知事 私に取つて米國第四十二回知事全體會議に臨席して公式に會議 云う感じでお互に胸禁を開いて語ることが出來たことを考え會すと國際 と親交のある譯ではない の機會を得たことは全く豫期せざる拾物であつて、 が届いたと云う氣持になつたことは大なる收穫と云わねば することが出來、又大宴會とか、 |に報告して各位の御参考に資したいと思う。 以下私は今回の旅行に於て見聞 屢々友人知人から自家用車の提供を受け地方の隅 數人の圓阜會議で勝手な質問討議の機會に惠まれ、 特にオリンピア市に 一會であつたかは は短く共、 州知事一人に會い得たことから考えると如何にそ の名に於て一場の挨拶を述べ、 のに 想像に難くないであろう。 唯知事會議で會つたことから全く舊 ワシントン州 したことを多少 公式の會合に列席する機會は無 車 タクシー 知事を訪ねた時等 列 の卑見をも と凡ゆる交通 其の後 米國上 /席の全 陸後約 知事 なるま シャト 加え も別 17 に紹介され 脳を い所に かつたが 同知 れる。 方面 カ月に 接會談 80 [ñ] れが て卒 殊に 僚 的 偶 手

#### 第 īfī M 村 の自 治に 就

ると次の通りである。 き立てることは煩に絶え 此 の問題に 就て述べるに當り、 ないが 簡 私が滯米中如 |単に如何なる都市を訪 何 なる人々 ねたかを ł۲ 會つたかを 書いて見

5 月十日ジヱネラル シスコ港上陸。 サ ル ク 號 ľζ T 渡米 Ø 途に 就 ζ, Ŧi. Н 九 E サ ンフ

前 П ル ノニア州 スアンゼ ルス市 ・ンフラン 市 म्

力

リフ

オ

サ

シ

ス

コ

バ

1

ゥ

 $\nu$ 

Ì

#

ン

1

ť,

州 カンサス īļi

カ ス 首府ト ب ا カ गं カ

サ

ス

त्ती

ュ 1 3 州 īļį 17 ク ス ヴ 1

連邦首 府ワ シント īli

ァ ジェ

۲ 邶 ヮ 1 ۴ 郡

エ ス ۲ ヴ ア | ジ Ÿ 州

ワ

サ

ルファー、

スプリ

ン

'n

イリ ノイス州

カゴ市

ント

ヤトル、 首府オリンピア īļī タコマ市

・ンプランシスコ港にて七月二十八日 ブ レシデント ~ キ 號 に乗船

歸任の途に就き八月十日横濱歸着。

## 米國の地方自治團體

がある。 米國に はStateの下にCounty (郡) City (市) Town (町) Villege(村)

法上の一 nty なるものは廢止して差支ないものかと思うが米國人中にも之は廢止す べしとの意見を持つているものがある。 經過から見て今日でも色々の役目を果している然し私は米國に於てもCou して日本に於ては郡は旣に行政上共の効用を失つているが米國では歷史的 と譯してあつたのに一驚を喫したことがあるが。米國と日本とが同樣國際 曾て日本で地方行政の討議をした時、 巾 で或る洲に丈存在するものであつて、 名稱に就ては此の外 Borough,TownshipParish 等あるが何 國家であるとすれば、 日本の縣は、 重要な参考書類の中に 本質的には變化なしと云い得る。 常に米國の州に和當する、 County を縣 れも歴史的

止め主として市町村に就いて見ることにする。 從つて私は日本に餘り關係のない County のことを深く研究することを

於 いける市 一村行政の在り方を見るに大方左の四種 類 に風

> (3) (2) (1)會制

强力市 長並に 参事

(4)市参事會並に 事 事務局長

るものが多くなつて來たのである。 共の結果近年の傾向は委員制や市長並に参事會制から事務局長制に轉化す 行つているのであつて、 各市町村が入間の人相の變つている如く一つ一つ異つた機構で自治政治を を採用しているものと簡單に想像していたのであるが實際に當つて見ると い込んでいるらしいのである。 最初私は米國の都市には民 何れの市町村でも自分の所の機構が一番良いと思 主 但し其の間に於ても常に研究は怠らない。 政治による理 以下各制度について簡明に特 센 的な機構があつて一律 に之

(1)弱體市長並に参事會制 ると

でない等の理由で非世紀に入つてからは段々衰微し此の制度を採 取引が多く行われ、 でも選擧に依るのが良いとした十九世紀の所産で第一、 要役員が皆公選たることを必要とし且つ市長に依る部課長の任命も 弱體市長並に参事會制は市長並に市参事會員が いる市町付は尠くなつたと云う。 の協賛を要することになつている。 行政上の主腦部に適任者を得難く又責任 然し此の制度は民主々義政治 公選である上に、 此の制度は政治 の励趣 Ш ili じて が明 は Ø

(2)委

此の制度獨特の弊害を伴う。 る結果市政の混亂を齎すのみならず責任の歸趨が明かでない爲に市 此の制度は多くの場合五人の委員を選出し、 に財政上 一部門を擔當する。 度を採用している市町村 の紊亂を発れず、 此の制度は弱體市長制の欠點を持つてい 此の制度も現在餘り歡迎され の數も尠 即ち。 議決機關と執行機關を筆務 様である。 各委員は夫々 t v īlī る 上 な 111 朴 混 1 行 政殊 同す 此 政

强力市 長並に参事會制

本の現 尠くなかつたのである。 MI 國山北 付としても 市制協會に於て模範市制と折紙を附けたことがあつたのである。 行 臒 な前二 法に酷似しているので少しく其の内容に就て調べて見る。 者に比較し相當の成功を納めたので、 二種の制度で失敗してから此の制度を採用したものが 現在數の上からすれば此の制度が一番多く又日 約四十年前 1 此 叉 は 市

1 制とあり、 市參事會 之を併用するものもある。 は公選に依つて組織する。 選擧は小選擧區制と全體選擧區

市長は全體選擧區から選出する。

3 市長は行政部門の擔任者を任免する權限を有す。

市長は市會の 決議に對し拒否權を持つ。

5 長は参事會の協賛を得る為市の豫算を編成する。

米國 に於て此の制度の欠點として擧けている諸點を見ると

1

充分の智識を持つた人を選出することが頗る困難であること。 市長として行政上の執行權行使の才能を持ち且つ共の仕

造り上ける危険がある。 稍々もすると市長は其の地位を利用し、 個人的に有力な政治機關 を

ばどうしても政治と離れることが困難になる。從つて次の選擧の爲に考え る外過去の選舉に對し全く無關係とはなり得ない。 それは極めて稀である。 それは極めて稀である。猶假令此の種の人を得た場合でも市長となれてち公選の市長が同時に市の行政に堪能であつた場合は至極結構である

CouncilManagerFormがそれ 意見が强くなり、 |結果は兩者の對立となり肝心な市政の運營に支障を來たすことになる。 米國では强力市長制に依つて善き市政を得ることは寧ろ偶然であるとの 又强力市長制は市参事會との關係に圓滿を欠くことが屢々起り得る。 新たに事務局長制とも稱すべき新制度を獎勵する傾向になつた 遂に一九一六年曾て强力市長制を以つて模範的なりとし である。 其

市参議會並に事務局長制

1 今此の制度を推 般人から注目と尊敬を受けるが如き重要人物たらしめる。 選舉に依る市の理事者の數を尠くすると同時に選出され 一薦する學説について見ると共の特徴は次の通りで る人物は あ る。

3 2 参事會をして専門の事務局長を選任せしめ之れに市の全事務を統轄 市参事會の議員敷を少數に限定し、 之れに市政の全権を依托 ける。

させる。

を與えた事項については參事會自身責任を執ることとする。 事務局長と會合し其の提案や事務振を厳重に精査監督し、 此 の場合参事會の任務は非常に重要であつて、 参事會は 局長に對し承認 毎週必ず その結果次の 间 は

地方自治體の負擔を減じ稅金を輕くすること。

成果を擧け得る。

小額の出費を以てよりよきサー ヴィスを提供すること。

正直な公務員を採用すること。

**有能な人物を適所に配置すること。** 

事に つ

V

7

契約を正直にすること。

市の行政を成るべく事務的に處理すること。

結論に達したとされている。 して少數の理事者が市の行政に就き全面的に共同の責任を取るにありとの 向上し且つ財政の運營をも改善している。 迫乃至影響を減じている。 研 究の結果は從來の市政機構に比較し市事務局長制は市政に對し黨派的 豴 一九三七年乃至一九四〇年の三年に亘る米國行政調査委員 永續的企劃の實行を容易にし、公務員の素質 而して共の基本的理由は單 小純に

は殆ど自治制度の方式らしきものは無かつたと言える。 つてからの四十年間に長足の進步を見たのである。 々米國の歴史を顧みるに一九○○年即ち建國以來約百年間と云うも そして廿世紀に入 O

自分一人でやるよりも共同の力でやる方が良いと云う事態になり、 自分のことを片附けると云うのが第一の主義であつた。それが後になつて 米國に於ける昔の移植民者は廣漠たる土地で勝手に騏足を伸ばし自

事務が とすらない様な仕 云うべき現時代に於て古來あり來たりの制度の弱點 技術とか豫防衛生とか云う技術的な問題を主とし、それは政治問題ではな いのである。 (術的運營を保障せんとするものと考えられる。 即ち最近米國で發達しつゝある市事務局長制は技術萬能 今日に於ては殆んど大部分の市町村費は昔の人の考 事の爲に支出されているのである。 を排除し地方自 此等の公務は科學的 え 治 に對 とも

### 制度の重要性

され て之を選擧すると云うことを忘れ行政をやる人は總て選擧に依ろうとした 政に於て失敗したのは良き行政家は之を任命し、 らであると云われている。 政 ては立派な道具を持つた中位の大工にも及ばない。從來米國の地方行 治 形態は大工の道具と同様で如何に腕利の大工でも悪い道具を持た 政治家は市民の代表とし

本も此の弊に陷らぬ様大いに警戒する必要がある。

### 技術家の選仟

ではない。 とする。 たと云わ 大凡判斷が付く、 と思われる。 Ċ 選舉民は政治家の言動に依つて誰を自分の代表として選ぶべきか れているが教育長、衛生部長、 は從來惡く言えば市長から、 從つて専門家の選擇は選舉よりは推薦とか任命の方が結果がよ 然し専門家として誰が有能か又適任かは容易に分るもの 犬殺迄選擧で定めると云う癖 水道部長等大方専門の知識を必要 があ 0

### 四 事務局長制は簡明である

に練達の士で別に選舉に頭を使うことなく事務に専念し事務擔當者を自 採用する。 この参事會が自由に事務局長を選任又は免職する。事務局長は事 長制の善いところは、 選舉民が先ず少數の参事會員(市長を含む)

**三事會は局長を任免することは自由でも局長の仕事には干渉し** いて事務吏員に命令するが如きことは絕對にしない。 ない又局

五 市 長 の地

> せぬ る。 誧 か又市長の名聲が失われはせぬかとの懸念もあるがそれは (II) 村 が事務局長制を採用する結果、 市長のする仕 事が 朼 無くなり Į. ۳. あ は

なる。 政治的指導者となるのである。 説明を與え又市の代表者として凡ゆる行事の先頭に立ち善い意味での なるであろうが市長は専ら市参事會の運營に當り政治を指導することに 市長は技術 - 単し又市の弋長番として凡ゆる行事の先頭に立ち善い意味での市の即ち市長は市参事會の議長となり市の行政に就て一般選擧民に對し、 的な行 政面に觸れる必要がなくなり、 又陳情を受ける數も尠

### 六 市長及び事務局長の待

報 V 、酬は例 る。 米國で 外はあるが比較的尠い。 は 市長とか。 市参事會員は政治的且つ名譽職的考え方から 然し事務局長には相當高い給料を排つて 共 Ø

と頼ま ツ ヴ 丰 アージ れたが斷つたと云う。 ングハム氏はハート = ア 州 1 フ 才 <sup>'</sup>フ I " 才 市 では年俸二〇、 ۴ 市から年俸二五、 〇〇〇弗又カン 〇〇〇赤で來て吳 サス 市 ti

#### ţ Ø 考え方

であるから速に實行せられんことを希望する、 以 上 の調査觀察から私は次の考え方を持ち日本に於 即ち ても 質行し 得ること

過ぎる。 ある。 も三人乃至九人である。 必要があると思う。 等市町村民の利害幸福を主服とした實際的なものに力を入れる様仕向ける Н 本の現行市町村制は其の自治體の大小を問わず余りに政治的考慮が多 僅の例外はあるが 是はもつと事務的に道路、 共の爲先ず市町村會議員の數を思切つて制限すべきで (細育、 シカゴ等) 水道、 電氣、 米國では市参事會は大都 敎育、 衛生、 警察、 市

本でも其の程度で充分ではないかと思う。

き乍ら嫌だからと云つて(普通の犯罪などの場合は別) して其の人が悪かつたならば、 地方自治の要點は先ず優秀な人を市民の代表者として選出すること而 次の選舉で取替えること、 直ぐリコ 自分で選んで置 ル など

民と云 又目 本に於ても從來の市町村長中心主義から一步進んで事務局長間を取 持つて立派な政治家を選出する様平素から心懸けねばならな わねばならない。 して騒ぐことは自己否定で民主政治を實施し、 で試験して見ることがよいと思われる、 のではないか、 從つて今後市民は地方の政治に關心を持ち自 唯其の際一律前進の形を取らず最初に先ず幾 共の爲地 享有する資格 方自治法を Š なき ᄅ Ó क्त

## 第二縣に就て

一方に對し制度の選擇を自由にすべきであると思う。

## 一、地方自治と縣の地位

うべきである。

政 を 力を重さね質力を養成しなければならないものと思う。 る傾向がある。 る時中央政府の動向は必ずしも之を歡迎しない依然中央集權を希望してい わ 法 發生していると云つても差支ない。 te 治 下 す ι る。 たの る程度抗争の覺悟を以つて自治を主張し、自治を行うに相應わしい努 の中心としては地方に於ては縣が斷然共の中樞を爲して來たも に於ては縣は中央政府の代行機關と云つた形であつた。それにしても れば地方の勢力が相當强かつたことが想像されるのであるが、 0 今日新憲法の下に於て地方分權、地方自治が盛んに叫ばれつゝあ である。 後、 歷史 各州協議の上連邦を組織し各州を土台として一つの國家を建 で 從つて地方自治を理想とするものは好むと好まざるに拘ら は、 今日に於ても連邦政府の權限は米國各州の委託 英國 一の植民地 であつた幾つかの州が協力 日本の場合は廢藩置縣の行われ して獨 に依めて 明治憲 のと思 た以前 が.

利的であつて大局を誤る處があると言わねばならぬ。な考え方をする傾向が見受けられるが何れも餘りに目前の利害に捕われ好派に自治が成立つ如く早合點したり、大都市は大都市丈で獨立が出來る樣一方最近動もすれば市町村の自治を強調する結果市町村は縣がなく共立

に至つては頗る複雑であり、利害共通の點に至つては頗る小さいものであ、大都市と云つても東京を除けば人口五、六百萬の問題であり、共の内容

3

取上 る吏員 Ø ね譯ではないが、 時々縣と云う一つの機關が地方自治 子と綜合體とが相反すると云うのは意味をなさない様に考えられる。 元來縣は大都 通 る。 であつて、 の利 けて縣の存在を云々し、 又 一般都 の爲其の目標を離 害を以つて大なる運動を起ずには多くの障害と疑問を残すのである これは縣自體進んで矯正すべきであると同時に一、二の 市をも含めた都 市 に至 これは縣の行政が人に依つて運營される爲時々不心得 つては其の地方地方に依つて利害必ずしも一 机 又は邪魔物視することは當を得ていないと云 自治の邪魔をするが如き特殊な例が現 市町村の綜合體であつて、 の上に邪魔物扱にされる様な例を 其の内容とする分 いわれる びせず共 例を 私 知 な ŧ,

綜合調整 榯 あるからである。従つて日 度を以つて全國の縣が協力する場合それは正に日本八千萬國民共 る場合縣の立場程强いものはないと私は思う。 文化生活に一人步 る最も有力な政治團體であると云わねばならぬ。 で合同なり合併すべきである。 先ず縣の立場を明確にすることが極めて重要であると考えるの 义現在日本には四十 の機關であり、 きは困 以 中央政府に對しては單獨又は連合の力を以つて當 難 ŀ. 本の民主政治を論じ、地方自治の發展を念願 と思われるものもないとは云えぬ。 の縣があるが、 何れにせよ縣は其の內に抱擁する市 中には相當弱體であつて今後 小異を棄てく大同に就く態 故に凡そ地方分権を論す これは進ん で n ある。 ŧ, M ので する 杅 Ø

## 二、縣と町村の關係

萬以上の都會とか、 縣にするがよし、 段 に 義務を負わせることが適常であり、 Þ どが不平を云うの の改革を切望するものである。 於て都道府縣の長を一律知事としたことは一つの進步であるが、 の名を附けて如何にも複雑の感があるが、 我 か; 國 の自治制度は何處でも天降り 大阪、 は堕ろ其處にあるべきで今日の日本では都 五十萬以上の市には特別の權限を與え、 京都 の府も普通の縣とすべきだと思う。 叉現在過 之は別に劣旗すべきであ 対であ 渡 東京都は別として北 6) 期にあるとは謂 割一 江 であ ર્ઢ え縣 同時に特別 道 る。 府縣 新自治法 海道 大都 而して 市 更に一 町村が など別 も敷 iĦί

省 得ないものと考えられる。 の目 ている現 要 任に當るべきで縣下大多數の市町村の意思に反するが如き行動は執 なきや、 强弱相互依存の關係に於て協力する必要があり、 .的の爲に協力する必要があると思うが何よりも先ず一縣間 は學ぶべきものが多いと思う。 教練的態度に出ていることは財政 が米國に於て同 建物 私は縣、 の中で一致協力自 的見地からし 市町村 縣は は全 共の間綜合 ても Ø 國 的に 市 爲 MI K

## 三、道州制の問題

て統一する方がよいと思う。 地方分權の單位として道州制の問題があるが、これは寧ろ縣を單位とし

貧弱でも獨立性の强いものは强て合併すべきではないが、中央政

府

の援

III

ょ

S

訂正し度い占思うと答えられた。

餘り餐弱なそして獨立性の尠いものは適當に分割又は合併するが

のみを頼りに獨立と主張することは中央政府の援助なるものが結局他

の援助であることを忘れた結果であるから此の際貧しく共我慢し

て獨立し

米國の地方制度は複雑ではあるが、

涨

6

且つ極めて常識的である。

財政的基礎に就ても至極常識的の様

共の間に一貫

した公共自

治

胂

**д**;

の縣

思われる。 して一大縣即ち道州を組織することは結局屋上屋を架する結果となるので る場合は協議會を持つことに依つて充分用事は足りるので徒らに之を統合 とがあるならば、 大知事制度の如きものを更めて道州制等など云う名稱で復活するが て行くか、 括して連絡事務所を置くに便利なりと云つた考え方から戰時中試驗した に賛成し難 共の人口とか經濟の建方等から見て必ずしも小さ過ぎるとは謂 在數縣の利害が比較的共通であるとか、又は中央政府から見て 利害共通の敷縣が完全に合同單一化されるならば鬼に角 然らずんば潔く合同の方向に進むべきだと思 風俗等から相常開きがあり、歴史的にも夫々特徴を持つている それは地方分權の趣旨に反し地方自治に逆行するも 現 在日本の縣は領土に於て米國 の州とは比較にならな 然らざ 如きこ い難 數 ĕ 縣 を

### 1、自治政治と財政

果に就て實地視察する爲此の夏再度渡日する。 り参考資料であつて命令ではない勿論楽書ではない。 何 に残された勧告皆は重要なる勧告書であろうが、聖書ではないと思う に會見し且つ同行者一同と共に博士と懇談の機會を得たので、 るものである。 と反問して見た。 H 本の地方自治は今日文字の上では明となつたが、 7 的 獨立を維持し得ないも 獨立 私は今回の旅行中、 **之れに對し博士は微笑の内にあれば素より勸告書で** に自主的存 のに真の自治は望めないのであ コロンビア大學に於てショウ 在が 不可 そして訂正する所が なる **それ故自分は其の結** 財政的には全 博士 の日 プ博 あ < n が 池 ぁ Ξ.

拂つて來た。 私は短期間ではあつたが、自治制度視察旁々稅制に就ても細心の注意を

市町村の財政は不動産税を基礎としていることが全國共通の特徴であるじられた。

對し財政的 援助を受ける必要なき迄獨立的である。 を徴收している。 稅にしても、 が、ステート うことである。 は極めて尠 る所もある。 念を収ることに依つて税源を涸渇し、 最近急激に増加し、 に如何なる程度に依存するやと質問する時 いといつて餘り問題にしない。 に於ては所得稅を基礎としていると言えるが更に、 即ち米國の州 | 資上税にしても聯邦同様ステートに於て其の何 即ち最近四 尤も米國に於ても中央政府からの地方に對する交付金 州に依つては酒に對する稅金で相當多額 既に相當問題となつていることは次の事實に依つて (縣) に其 は州の總税收額に於て殆んど中央政 の總金が年九 洲の課税を困難にしはせぬ 知事に對 問題にするのは中央政府 億五千萬弗から十 し貴下の洲は 彼等は の收入を 中央政 1 一様に セ 九 ガ 得て か ソリン と言 の額 介 そ 腁 府 K

τ

的に固め一人歩き

の出來る様に

し縣

の行政

も出來る丈簡素化し

三宛集めて見ても善い結果は得られまい。先ず各

に感

來ることは地方に任も共の代り財源もそれに應じて與うべきであることを 八二五名、 # 上減じ之れに準じて財源を與えることを要求し、 の點 的に述べているが、第二回一九四八年八月の會議では交付金の額を二 代表と財政問題で協議會を開き、 に就て特に注意を排つて居り、 ることを目的として、 加 下院議員十名、上院議員六名で行つた。此 第八十議會で設置を見たフーヴァー 政 府と洲並に地方自果團體 第一回の會合はシカゴに於て知事代 連邦議會は一九四七年九月初めて 専門委員をして更に の會合では地方で出 との關係 -委員會

係を協議すべき委員會の設置を要求しているのである。 財政問題に就て協議せじめること」なつたのである。 大統領も最近財務省に命じ、 又一九四九年第四十一回の知事會議は連邦議會に 洲並に地方自治團體と連邦政府との稅務並に 対し 而してトルーマン r|ı 央と地 方との 關

體案を作成せしめることになつた。

を以 地 なる缺點が 税等尠く且つ浮動性と偏在性に富むもの丈を制営てたことは政治的にも大 ていない 必 上に大切な綜合調整の役割を演ずべき縣に對し附加價值稅、入場稅 之に較べて日本の地方税制は如何、 あると思うものであ のに税關係のみを先に決定したことに於て大なる過がある。 あると言わねばならない。 方自治 一面地方財政の大半を根據薄弱なる平衡交付金に 地方自治の裏付として量と質に於て格段强 の精神に背馳するものと言わねばならぬ。 В 殊に最初から明かに過大見積 本の現狀は肝心な事務配 分が の數字 私は 料飲 実の 111 化 Ö

## 方自治と司法制

重 一きを置 紙 分立 あ いて る する所は米國 は民主政 治の基本概念に立脚し、 本の新憲法に於ても此 では地 方自治體に於て檢事や裁判官が公選され 1 ジェネラル) 米國に於ても非常に の點に異議はない。 は屢々知事の 此 )候補 O 點 者 る を

たなり

4

となることであ

るし、 共の地方に於て自分等の生命財産の保護を託する譯であるから何と云つて 次の選擧で改選するのだから具合がよいと思う。 も安心の出來る人が栽判所に坐わる譯である。そして其の結果が惡ければ 検事や から 認めて正しい 實際隨分常識を疑われる様な場合もある様だが 「判官と言うと日本では 立派な人、 信頼し得る人と言つた様な氣持で選舉し 何 となく普通 一の人間 では 其 の點米國では ь: 十

點は日本でも眞劍に研究する必要があるのではない

此

#### 六 專 地

三期やつてから知 多い。素より上院議員から知事になるものもある。 物に於て其の地方としては一流の大物が揃つている。 は共の州の代表者と云う丈でなく政治的中心人物であり、政 .f. 分に持つており共 米國 就任を好まぬ所もあり。 0 知事 は共 (の中から屢々大統領を出す地位にあるので其の群望、人 事になつている者が尠くない。 の出身は必ずしも一 年令等の關係から連邦の上院に轉向するもの 様で な Ŋ 然し連 义 知事は洲 何れにせよ米國の知 郭の 治的性格を多 に依り二期 議員を二 事 か

見たが、 ないらしい。 が如何に强く共東部十三州 私は米國に於ける知 知事仲間 の席次は連邦加盟の年次で定まつているので、 。事の社會的地位と云つたものに就て各地 の知事の上席には着けない。 叉浩こう で質問して とも思わ 加 州 の力

動 で 9:11 話にならない。 長になれば出世したかの様に思われていた傳統を持つていたのでは全 然日本の大臣對する感じが出ない。 か 動かさ な は 事に選出すべきで、 米國の洲 米國 いか、 底 机 地方自治は成長しない。 では屢々知事の中から大統領を出すのに日本では知事が 職を止めれ 中央政府の各省長官は大統領の書記官であり、大統領 は 應獨立 私は今後日本の知事も其の地方としては最高級の徳望家を 東京で中央政府の御機嫌伺いばかりを能事とする様 ば日本の様に前官禮遇など云うことがない 國 的 な性格を持つている上 知事は其の地方の住 共處で大臣對知事の對照論が  $\mathcal{T}$ 知事 民と利害を代表する 地 优 は 中央の局 起る Ø Ø 不 で、 一く御 のだ 1|1 自 で 動

必要とする。其の爲にはそれ丈の人物が出なければ駄目であろう。主的な市民であることを必要とする如く、知事も自主的な知事たることをもので中央政府の役人ではなくなつたのである。日本國民の一人一人が自

## 七、知事の選舉と補缺

は起らぬか。 にするか、最初の選擧の時の様に現職の知事は一應辭職せよ等云う珍風景にするか、最初の選擧の時の様に現職の知事は一應辭職せよ等云う珍風景々と書かれているが、何か割切れぬものが殘されている。次期選擧を何日々と謂本では知事の選擧が新しいことであつた爲か自治法に選擧のことが細

頼する知事と云うよりは臨時代理者が其の職を汚し、 期の者を選舉すべきで此の場合現職知事の辭職は必要なく且つ辭職せざる はないものがある。 知事と同様の權限を行使することになるのであつて、 方が縣政の爲だと思うのである。 領 の場合はそれ以上余裕を置いている。 私は日本に於ても知事 米國では知事は凡そ任 「期滿了の三ヵ月前に次期の者を選擧するし、 (市町村長も同様) 何故ならば辭職した場合は真に縣民の信 從つて任期中辭職の必要がない。 は何ヵ月かの余裕を以つて次 民主々義の原則に副 其の責任に於て公選 大統

きである。 簡單なのは現在の知事なり市町村長を再選するか否かは選舉民が決定すべ善くないならば何回以上連續就職することを得すと規定するがよい。一番悪い知事ならば再選舉しなければよい。又知事が何回も常選することが

すること今日の如しとするも投術的に考えて其の任期を全く新しくするこ これは一つ是正すべきではないか。第一知事や市長の缺員となつた場合共 議員であるのに、 / 事や市長を一年に二度も三度も選舉する様な制度は面白くない。 縣議 現行法では 穏常だと思う。これは何とか考うべきではないか。 表者なり、 縣 副知事なりを適格者として前知事の政策を踏襲せしめる 知 識 事や市町村長の場合は全く新しい任期となつている。 會の議員は補缺選舉の當選者は前 任: 者の残任期間 又後任者を選舉 丈の

ろう。あるか私は知らないが、速かに是正しないと非常に複雑な問題となるでああるか私は知らないが、速かに是正しないと非常に複雑な問題となるであ政治家は應援に苦勞し、政府も困ることになる。世界中何處に斯様な例がとは今後十年もしたならば知事や市長の選擧が日本中毎日何處かで行われ

## 八、自治と議會關係

考えている。
- おえている。
- されは私にも意外に思われたが米國では旣に多年の經驗で年一回を適當との時二ヵ月位議會開くが其の他は重大な臨時の用事が無ければ開かない。| 米國の州議會は一年一回開くのは善い方で二年に一度豫算を編成し、其

知事は議會にメッセージを送り又は之を別讀するが議會出

席

の義務

を持

豫算の問題は餘り簡單に考え過ぎる傾向がある。經費節約の點から見てもると思う。現在過渡期にある我々としては止むを得ないが、それにしても實際に日本の地方議會の開會は現在多過ぎる。追加豫算の提出も多過ぎ國で立法部と行政部との區別が非常に明確である結果と思われる。. たない。民主政治と云つても此の點日本とは大分違う様である。これは米たない。民主政治と云つても此の點日本とは大分違う様である。これは米

米國で州議會が兩院制の多いのに日本では一院で立派に用事が足りてい警戒すべきことゝ思われる。

るがこれは別に差支えないと思う。

待遇されている。 爲に上院より二名下院より三名の委員を舉けたことで、民主國と雖も自分 下院は民主黨が多數であるのに此の共和黨の知事の入場に對し議員は一同 等の代表者と云うよりは州民の代表者として禮儀を正す點注意に値 兩院合同 州の傳統に従い 州 2立し拍手して之を迎えたのである。 の州議會が臨 今回の滯米申州 事は共和黨員でリシントン州議會は上院は共和黨が多數であるが の會場で知事のメツセージを讀ませる爲、知事を議場に案內する 知事に對しExcleney (閣下) 時議會を開くのに際會した。共處で特に注意されたことは 一議會の開會中参觀の機會は無かつたが、 何處迄も知事は州民の代表者として の稱號を用い、 偶 開會の日上下 マツ する。 ۲

つて今後勉强したいと思つている。が渡米されることゝ思うし、私自身としても今度持歸つた關係書類等に依が渡米されることゝ思うし、私自身としても今度持歸つた關係書類等に依を持たなかつたのは誠に遺憾であるが、共の爲には追つて其の方面の方々猶議會の運營其の他議會殊にステートの議會に就て充分視察研究の機會

### 九 知 事 會 諄

十二回に當つていた。 現在米國では知事會議を年中行事として年一回開催している本年は第四

召集して見ても出席しない知事があるだろうとのことであつた。は中央政府が全國知事を召集した例は米國にないとのことで若し大統領が府の役人も特に必要が無ければ出席しない。或る知事から私の聞いた所で開催地は大方地方であつて、首府で開くことは殆んどない模様で中央政

きで、 くべきである。 べきことではないかと思う。 教練をやつている傾向のあることは經費節約の點から見ても御五に注意す 居していることは特筆に値する。 は な たるワシントンでなく、 の外に地方的に大小幾種かの知事會議が開かれているが公式なも 過渡期とは云い乍ら今日我々が屢々同 叉知事の連絡協議會が組織されているが其の本部は中央政府 地方自治の大局から見れば是非共同で行くべ シカゴ市に市町村關係の建物と同一建物に 日本で稍々もすると地方公共團體が各個 士討を演ずることは宜しく避 の所 ので 同

意氣深く感ぜられた。各州の知事室や議場に必ず米國の星條旗を最高の地位に飾つて置くことはといるが、其の反面全國知事會議の議場が各州旗の中央に米國々旗を飾りて米國の各州が中央政府に對し獨立的な態度を執つていることは目立つ

# 一〇、地方自治に關する私設團體と大學

家を招き機關誌を發行し事ら市民の立場から地方自治の在方に就て研究も州と關係なく全く同好行志の集團で會費制度に依つて事務所を持ち、専門設備もあるが、特に私設團體で自治問題に熱心なものがある。それは國や米國では地方自治に就て各州の大學が相當研究を進め立派な圖書館等の

日本こくこっ一覧目長:女行ニだて掲ふくなし主張もするので極めて權威あるものである。

是非斯様な時機の速に到來せんことを祈るものである。様にでもなれば公正な興論も學術的な行政も可能となるであろう。日本に於ても一般市民が政治に深き關心を持ち進んで此の種の機關

つ

## 一一、民主政治と投票

は總てが此の主義に依つて公開的に進められ、 之を是正する。 ば之に從う。これが民主政治なので若し實行して見て悪ければ又投票して す、これが自然である。 **し自由に投票して意見を纏め、一度實行して見て惡ければ又投票でやり直** V 政 種 これは極端な例だが兎に角米國では何でも投票で決定すれば致し方がな と考えている。 「連合會で投票抑制の運動を起こそうとしていた。 「かの投票を行つたことがあり如何に米國でも餘り多過ぎると云うの 民主 一政治に投票は付きものである。 敢て無理をしたり、 假に反對の意見を持つていても一度投票で定まつたなら 民主政治の善い所である。 我を張つたりすることなく自由に討議 然し米國の或る地方で一日に二十幾 別に權謀術策を弄しないか 米國民が常に明朗 なの で市

### /1·1-3

らであると察せられる。

を運用する人が更に大切である。 も出うが、然らば其の形が出來ればそれでよいかと云うに左に非らず之自由、幸福を追求し、人類の平和を維持するに最も適した政治だと云い得政治の目的は何かと云うことを明確に意識し度いと思う。それは人の生命政治の目的は何かと云うことを明確に意識し度いと思う。それは人の生命政治問題の初學者であり、又素人政治家の一人である私には、民主政治

い。而して形を整えることは一應容易である。困難なのは人間を民主政治體を民主的に訓練された人に依つて運營することであると云わざるを得なだからである。從つて最後の結論としては民主政治の要諦は民主的政治形何となれば民主政治も要は人に依つて運用され、义人の爲に存在するの

持

舞獎勵して來たが、平時の日常生活に於て公共の爲に盡す人間の養成には あ 或る程度の文化的教育を持たない社會に民主政治は發達し得ない。 つても我利々々盲者の仲間に良き民主政治は成長し難いであろう。 公共の爲に盡すこと、即ち、奉公心に富んだ人間である。 する様訓練することであ では昔から忠君愛國とか義勇奉公と云つて隨分極端に迄犠牲心を鼓 る。 共 の意 に必要なことは 第一に教育である 如何に教育が 第二に

## 新購入圖書紹介

本國憲法講話

頗る缺けていると思われる。これからの日本は、

一旦緩急あらば身を鴻毛

1

此

Ø

學問への現代的斷想 ソヴエト計畫經濟論 官廳機構並職員要覧 香の十年 ع 白 入門

スタン

ダ 1

ル 滁

アメリカ勞働經濟史 法と經濟と基本問題 人間生活と法及び政

文部 行

政學

田崎

義

岡 谷 佐

廣知惣

本 口

三稔會作平一均力

原

活調願

界各國人權宣言の研究

際 Pri 民 世 私法假險 法 部 解隊 論法

坂本・ローレンス

保谷

英

郞

岩太郎

豫に北新二國海

海

道交

通

ル梅長

木 尾

德 章

ル

濟

原

知 裔 英 保 薰 一 正 二次 本 雄 一 馬 雄 男 雄 也

ľ

ホ

ピ

ケアン島上・下

0

研

一節 ル至

上研究

新 В 海道年鑑 二十六年版書 の 選 擇 本農業の財政學 時 代の 産 業

靜 大

經濟 政 策 文部省例規總院 商西 彔 經 氣 業洋 變 濟 濟 動 史論論史論論覽

權思想研究會 ・L・アレン

1 經 ソ ・國古代社會經濟の研究 同 盟經 思 經 想 濟

大河内 原

木森堀吉豊

-|c

官廳會計實務提

勞 英 封建社會の構造分析 法律學の課題としての神 米契 働 者 約法原 Ø 敎 理

千山 清 谷 土 牧 高 井

ヤング 國際貿易 憲章 解

新聞

近代日本の形成經濟分析の數學的基礎 社 思 Ė 一義政治 史序 說 學 學

刑事司法と刑事政策外 國 爲 替 請 義 批 日本資本主義發達史年表 界法史 務提要 觀 說

運 愚かなる 戰爭 アメリカの人と社會 交通事故搜查必携 命 0

租 ラテンアメリカ史概說上・下 國際法學大綱 下 本地方財政發展史

U

田出兒河田岡牧鬼 岡 久 尾 日 內 下永 小 非 野頭 田 田井 谷 汲 村射玉 評論 英仁義雅 朝 論 繁 吉三樹 一郎 武 夫 雄 社 雄 人三

せる

H 本の民主政治は今生聲を擧けた計りである。 般公共の爲に挺身する人が大切なのである。 これに善き實を結ば

爲

哑

\$ K

一置く程

Ø

ょ 0

ę,

出當

の生活に於て

利己を脱し自

曲と正

義 0

は私共の責任である。 日本再建の基礎も此處にある。 の條件 が掲げられているのである。 それは國際社 會 Ø 員となるのにも第

田田 武林太郎

圖書目錄法入門 岡書館經營入門 岡書館經營實務 時事研究解說 民主々義の哲學 原敬日記首相時代篇上• 第二次大戰回顧錄 現代思想家と宗教 アメリカ現代史上・下 バウンティ號の叛亂第二~第三卷 ノ 經營に對する組合の挑戰上・下 天皇の國家的象徴性 現代實在論の研究 英國社會史上•中•下 戦争か平和か 日本工業大觀 チユリアス・シーザー 學 本フアシズム史 際經濟論 川豊彦傅 鮮問題事 んなこと 生と社會 文學 今昔 ワ 策史 ネイル・W・チエンバーレン ジョンオフスターダレス ウインストンチヤーチル 財團法人大藏財務協會 ードホフ・ 原 社會科 佐々木 佐々木 橫 トシヤー F L トレヴ 日刊工業新聞社 Щ 林 水 垣 垣 野 エリアン 研究會 幾太郎 奎一郎 アレン ホール 則清 ロッド 千鶴子 ヘルム 德 男 詍 文 財産法の革新 事務能率十講 法人税の取扱 稅務官吏秘錄 新法學辭典 北海道自治關係職員錄 日本文化史平安時代 中小金融の體系 サリカ法典 民主制の本質的性格 日本政黨史 中尊寺と藤原四代 歷史的世界 概說西洋歷史下 **門定資產稅法詳解** 近代日本農村發達史論 法律文化の二十世紀 世界政治經濟讀本 日本の人口問題 近代社會と勞働法 王體的唯物論への途 同 īij 同 政學研究 會保險 安土桃山時代吉野室町時代 鎌倉時代 明治時代 江戸時代上・下 E

高森 宮田 久 宮 髙  $\equiv$ 本稅經研究會 善之助 琴三郎 右 右 右 祉

町村吏員总給組合地方職員共濟組合

世紀のアメリカ 源泉徴收の實務知識 社會主義と進化論 社會科學辭典 國際政治學概論

明治財政史ー~15 地方議會の話

昭和二十五年十二月二十日發行 鑀 編 北海道議會時報 北海道議會事務局調査課 北 油 電 道 議 第二卷 一、八二〇番 事

務

局

第十二號

明治財政史編纂會 方自治制度研究會 米通信 H 恒 良 志 聞 ク 松 岩 一社郎

所得税の實務 財政學 續官廳會計實務提要 終戰外交と講和問題 國際法學大網上 朝日經濟年史

濟工 事訴

1-訟 年 法 最近日本の勞働情勢